

○令和8年3月19日（木）

開議 午前10時00分

閉会 午後2時15分

○出席委員（15名）

委員長	塩尻英明
副委員長	中村みなこ
委員	横山啓一
委員	笠井まなみ
委員	上野和幸
委員	植木だいすけ
委員	たけいし しょういち
委員	沼崎雅之

委員	品田ときえ
委員	中野ひろゆき
委員	えびな 安信
委員	石川厚子
委員	高見一典
委員	中村のりゆき
委員	松田卓也

○欠席委員（1名）

委員	菅原範明
----	------

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長	高橋 ひでとし
---------------	---------

○説明員

副市長	菅野直行
子育て支援部長	向井泰子
子育て支援部こども保育課長	熊谷修
子育て支援部おやこ応援課長	柴田一彦
教育長	和田英邦
学校教育部長	坂本考生
学校教育部次長	中瀬恭子
学校教育部主幹	田村貴史

学校教育部学務課長	江 渕 賢 一
学校教育部学務課学校ICT担当課長	成 田 一 郎
学校教育部教職員課長	山 下 聡 司
学校教育部教職員課主幹	中 山 秀 則
学校教育部教育指導課長	工 藤 秀 敏
学校教育部学校保健課長	池 田 満 則
社会教育部長	田 村 司
社会教育部次長	登 野 千 夏

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕
議事調査課長補佐	小 川 智 之

議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課書記	桐 山 未 悠

○塩尻委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ15名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、菅原委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第14号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第18号、議案第20号、議案第35号ないし議案第38号の以上7件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○沼崎委員 おはようございます。

自民党・市民会議の沼崎雅之です。どうぞよろしくお願いします。

今日で、分科会審議、最後ということで、いろいろな委員の質疑もありましたけれども、卒業式シーズンということで、結構、そこに絡めたお話も多かったかなと思いますし、隣の市民文化会館でも、連日、卒業式をやっている、そこに来ている卒業生の方であるとか保護者の方が歩いているのを見ると、卒業シーズンということで、例えば、自分も、もう四半世紀前の25年前ですけど、2001年3月、21世紀最初の年に高校を卒業して、大学進学を機に東京で一人暮らしを始めまして、そこから22年間、東京にいたんですけど、40歳で、ちょっとふとした御縁で帰ってきて、今、ここでこうしているわけで、いろいろ、人生って面白いなと思うんですけども、昨日のえびな委員の質疑の中にもあったように、一旦、旭川を離れていった方々も、また旭川に帰ってきたいとか、旭川で働いてみようかなとか、そういうふうに見えるまちで末永くいてほしいなというふうに思いますし、そのための一つとしても、Beyondあさひかわ予算、これの審議をしつかりやっていこうかなというところで始めたいと思います。

前半の民生所管分でも数多くのビヨンドがありましたが、この子育て文教の分野でもいろいろなビヨンドがあるなというふうに、自分の番が回ってくるまで聞いておりました。今津市長の市政方針においても、主要10項目のうち、子ども・子育て・教育、これが最初に登場しておりまして、この分野にかける熱意というものがおもんばかられました。

まずは、4款1項1目の新生児聴覚検査事業費についてお伺いいたします。

植木委員からの質疑とも多少重複するところがありますが、御容赦ください。

来年度は、補助額がこれまでの3千円から6千円へと倍増、ビヨンドしております。これは、本当に、私としても非常にうれしいなと思っているところであります。もちろん、別に、今までが駄目だった、そういうわけじゃなくて、むしろ、3千円の補助があるというのも旭川市の子ども・子育て政策の中では大きなビヨンドだったわけですね。

国から市町村に対する新生児聴覚検査費用に係る財政措置というのは、2000年度から予算補助が始まっていますが、2007年度から一般財源化されて交付税措置がされているんですけども、旭川市では全く行われておりませんでした。それが、今津市政発足から2度目の予算編成、1度目は年度の途中で市長就任でしたから、実質、初めての予算編成だと思うんですが、2023

年度から3千円の補助が計上されたわけで、それ自体が非常に進歩的なすばらしいことだと思うんですが、ただ、ちょっと補助額が周辺自治体に比べて少ないなという印象で、もう一ビヨンドを求めてまいりました。

まず、2023年の第2回定例会、市議会議員になって最初の一般質問で補助額の拡充を求めた際は、財政状況も踏まえながら総合的に検討をしていく、そういう御答弁を頂戴しております。次に、2024年3月の予算委員会の分科会で次年度予算について伺った際にも、同様の御答弁を頂戴いたしたところでございます。

そうした中で、2024年の7月26日付でこども家庭庁と総務省から発出された事務連絡で、新生児聴覚検査費として計上される交付税を拡充したので、受検者の経済的負担の軽減を推進されたい、そういう通知が出ております。こういう交付税措置の増額があったので、2025年度からはついに拡充できるかと期待をしておったんですが、ちょっと据置きということでございました。なので、なぜそうなったのかということで、去年のこの分科会でいろいろと議論させていただいたことを覚えておりますが、その際、先般、御退官されました中村前副市長から、総合的な観点で据置きとなったけれども、ただ、やはり医療現場等からの要望があればしっかり検討するという旨の御答弁をいただいております。

副市長からそういった前向きな御答弁をいただきまして、それを踏まえて、2025年7月18日付で、旭川市医師会、旭川市産婦人科医会、旭川市小児科医会、旭川市耳鼻咽喉科医会、旭川医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科の連名で、今津市長宛てに要望書が提出されております。そうした現場からの要望もあったけれども、どうするのでしょうかということを2025年10月の第3回定例会一般質問で中村前副市長にお伺いしたところ、来年度予算編成においてしっかり検討すると力強い御答弁をいただいております。そして、このたびの予算案で、従来の倍増という6千円に拡充がされました。

中村前副市長にも多大な御尽力をいただいたことと思ひまして、この場をお借りして深く感謝申し上げます。本当にすばらしいビヨンドだと思います。

そこで、伺います。

事業概要についてはこれまでの質疑と重複するため割愛しますが、せっかく補助額が倍増して、従来よりはるかに少ない自己負担であるとか、あるいは、医療機関によっては自己負担なしで検査を受けられるということになりましたので、いかに全ての子どもに受けてもらうかというのが一つの課題だと思います。本来は、これはマススクリーニングとして全ての子どもに行われるべきものですので、なので、助成額倍増の周知であるとか、あるいは受検率向上に向けてどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 新生児聴覚検査の周知及び今後の受診率向上に向けた方法でございますが、現在、新生児聴覚検査事業につきましては、母子手帳交付の際に1回、出産を行う医療機関で2回の周知及び検査の説明を行っており、協力いただける産科医療機関にはポスターの掲示もお願いしているところでございます。さらに、出産後4か月までに行うこにちは赤ちゃん訪問事業では、訪問指導員による検査、受検の確認も行っており、未受検であった場合には、その理由を確認の上、検査の重要性や子どもへの身体的負担が少ないことなどを御説明しております。

今後につきましては、検査の方法や重要性について、様々な広告媒体なども使いながら分かりや

すく丁寧な周知を行うとともに、保護者が検査の目的を御理解の上、検査、受検の意思決定ができるような体制をさらに整えていくことで、受検を希望する方が確実に受検できるよう取組を進めてまいります。

○沼崎委員 中村前副市長から、昨年のこの分科会で受検率100%を目指す、そういう力強い意気込みもお示しをいただいております。

新生児難聴は先天性の疾患の中でもかなり頻度が高い部類に入っておりまして、海外ではおよそ1千人に1人というふうに言われておりまして、日本では、信州大学が行った大規模な疫学調査で1千人中1.62人の発生頻度、そういう研究結果が出ております。旭川市の出生数は年々減少傾向にはありますが、2024年でも1千425人ですので、この1千425人に1千人中1.62人という数字を当てはめてみると2～3人は先天性難聴の子がいるということになります。2024年度の新生児聴覚検査の受検率は94.2%であったと伺っていますから、およそ1千340人が検査を受けて、残りの80人ちょっとは受けていない、もしくは受けていない可能性があるということになるかと思います。2～3人いると思われる先天性難聴の子がこの八十何人かの中に含まれていないことを切に願うわけなんですけど、誰一人、早期発見、早期支援の網から漏らさないようにしなければならないというふうに思います。

早めに見つければ、例えば、人工内耳って、皆さん、御存じかもしれませんが、音は空気の振動ですので、それが鼓膜に届いて、その振動を鼓膜の奥にある内耳と呼ばれる器官が電気信号に変換して脳に届けることで音として認識できるわけですけど、その内耳に異常がある場合に、補聴器等を使ってもなかなかうまく聞き取れない場合には、人工内耳という、頭に埋め込む医療機器の一種があるんですけども、その手術も、今は、年齢1歳以上かつ体重8キロ以上と、かなり早い段階から手術適用があるようになっていまして、どうも昔は2～3歳にならないとできないということもあったそうで、今までいろいろ聞いたというか、会った方々の中で、お子さんが先天性難聴と分かって、3歳ぐらいにならないと手術できないと言われていたお母さんで、いろいろ自分で調べて、アメリカに行けば1歳でも手術ができるというのが分かったの、もう自費でアメリカまで行って手術をしてきたという、そういうお子さんのお母さんのお話も聞いたことがあります、今、日本でも、早い段階で人工内耳の適応があれば入れて、音声言語の獲得というのも可能になっているわけですね。ただ、本当に早く見つけてあげて、補聴器であるとか、手話であるとか、あるいは人工内耳であるとか、そういった、言語獲得のために、本当にこれは必要な検査なんだろうなというふうに思っております。

そこで、向井部長にお伺いをいたします。

昨年、中村前副市長がお示しくださった受検率100%を目指すという意思をどのように引き継いでいかれるのかということで、意気込み等をお聞かせいただければ幸いです。

○向井子育て支援部長 新生児聴覚検査にける私の思いというところで御答弁をさせていただければというふうに思います。

新生児聴覚検査につきましては、母子保健分野における検査の一つとなりますけれども、本市における保健事業、年齢や分野で担当する部署が違ってございますけれども、保健師以外の事務職で、生まれてすぐの赤ちゃんから後期高齢者まで全ての年代の保健事業に関わった事務職としての管理職は実は私だけなのかなというふうに思っております、これまで自分自身も力を入れてきて取り

組んできた分野でございます。

また、高齢者を対象とした保健事業から私の関わりが始まりまして、その後、成人保健、そして今の母子保健と年代を遡りながら関わってまいりました。近年では、ライフコースに応じた健康づくりと言われますように、従来のライフステージというような、時点における健康づくりということではなく、やはり、その前の段階からの健康づくりがその先につながるということを意識した取組となるように私自身も進めてまいりました。

こうした保健事業の中でも柱となるのは、行政が無料または安価な価格で提供する検診や検査でございまして、この新生児聴覚検査をはじめ、乳幼児健診、特定健診、がん検診等は、どれも疾病の予防、早期発見、早期治療により健康の保持増進につなげることを目的としておりますけれども、このたびの助成額の増加や新年度の5歳児健診をはじめ、これまでの部署においても幾つかの新たな検査や検診について、全道のみならず、全国的にも早期に実施することができたのも、本市の医療関係者皆様の熱意、御協力があったことではありますけれども、私自身も市民の健康づくりに少しはお役に立てることができたのではというふうに思っております。

しかしながら、本市が実施する検診等の受診率、道内、全国平均とも比較し、全般的ではありませんけれども、低い傾向にありまして、その1%を上げるということで、これまでも職員と一緒に様々な工夫を重ね、取り組んでまいりましたけれども、検診の受診習慣のない成人でありますと、その受診をするという行動変容につなげるということは大変難しいものでございました。

一方、この新生児聴覚検査は、産まれてほんの数日内に負担なく安全に受けられるという検査でありまして、人生100年時代と言われる今日では、検査の結果が、その後の長い人生、一番最初に受ける検査ですので、長い人生、QOLに大きく影響を及ぼす重要な検査であるというふうに認識をしており、前副市長のときから変わらず、旭川で産まれる子どもにとっての不利益を最小限にしていきたいという思いは同じであり、令和6年度で94.2%という受検率でしたが、100%を目指し、保護者の理解の下、全ての新生児が必要な検査を受けられる環境を整えていくことが重要であるというふうに考えております。

一方で、任意の検査であるということも念頭に置きつつとはなりますけれども、まずは、新年度に向けて、医療機関との連携や保護者への伝わりやすい周知、また、その後の確認するフォロー体制を再確認し、先進的なほかの自治体の例なども参考にしながら、既存の取組や関係機関との連携を図りながら、受検率の向上を目指すとともに、その後のフォロー体制を含め、本市の子どもたちの健やかな成長を支える取組として着実に進めていけるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

○沼崎委員 大変熱い思いを示していただきまして、ありがとうございます。

先進的な自治体ってこともありますが、例えば、東京都なんかは新生児聴覚検査の受検率99%を超えているわけですが、旭川市も、今回の補助額増を機に、この受検率も、もう東京都を超えるぐらい、ぜひビヨンドしていただきたいと思いますし、今の向井部長のお話を聞いて、間違いなくできるだろうというふうに思いました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、4款1項1目のうち、今度、5歳児健診についてお伺いをさせていただきます。

5歳児健診は、国の2023年度補正予算で予算措置が始まったものであります。それまで乳幼児健診は、母子保健法によって義務づけられている法定健診が2回と、そのほか交付税措置によっ

てほぼ全ての自治体で行われている健診が2回、合計4回、国からの予算措置があったわけですが、それが回数が増えたということでございます。

乳幼児健診の意義として親子の健康の保持、疾病や障害の早期発見、早期介入、児童虐待防止などがありますが、しかしながら、生まれる前の妊婦健診14回というのは、全て、これ、公費による予算措置がされているのに対して、国によるですね。産まれた後の乳幼児健診は回数が少ないんじゃないかということで、小児科医らを中心に、長年、乳幼児健診をもっと増やすべきだという主張がされておまして、それが5歳児健診と1か月児健診に予算措置されたというのが2023年度の補正予算でした。

特に、この5歳児健診というのは、これまで3歳6か月児健診から就学前健診まで健診がなかった約3年間の空白を埋めるもので、小学校に入る直前の就学前健診ではなくて、その1年前に、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち居振る舞いを見て、社会的な発達の状況を把握することが特徴とされておりまして、これは、発達障害等のスクリーニングにつながるだけではなく、遊びや人間関係の豊かさ、子どもと家族の地域社会とのつながりなど、健康の社会的決定要因を把握することにもつながるとして大きな期待がかかっております。

5歳児健診の実施によって、小学生の不登校が減少したという研究結果もあります。そのため、旭川市でも5歳児健診をやってはどうかと、2023年の第4回定例会の一般質問でお伺いをしました。その際は、実施する方向で検討していくという旨の御答弁をいただいております。その1年後の2024年の第4回定例会の一般質問においても進捗をお伺いしたところ、関係機関と協議をしているというふうに伺っております。この間、市内の小児科の先生方も、どういうスキームで実施するのが好ましいのかというふうに検討を重ねて、例えば、こういうやり方であれば、こども家庭庁の補助対象になるのかというようなことを国のほうに問い合わせたり、あるいは、市の子育て支援部とも何度も協議を重ねたというふうに聞いております。

その後、2025年の3月5日には、旭川市小児科医会の先生方から今津市長への要望書の提出がありました。その席で、今津市長が、まずはスモールスタートでも始めましょうというふうに御英断されて、昨年度はモデル事業として市内の一部の保育園で始まったわけで、それ自体、大きな進歩であると思うんですが、さらに、今回、市政方針でも5歳児健診を実施すると表明されて、一気にビヨンドしたなというふうな印象があります。

まずは、来年度から実施する5歳児健診の事業内容について、これまでに複数の委員からも質疑がありましたので多少重複する部分もあるかと思いますが、健診の実施方法なども含めてお聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 5歳児健診の事業概要でございますが、現在実施している10か月児健診同様、個別健診として健診を受託する市内の小児科クリニック等において受診していただくことを予定しております。受診に当たっては、保護者の記載する診査票及び協力をいただける保育園や幼稚園等においては集団生活の様子を園の先生に記載いただく記入票の2点を持参し、受診していただきます。受診後、健診の結果につきましては小児科医より保護者に伝えるとともに、その情報につきましては、医療機関から市のほうへ返送いただき、把握してまいります。

なお、母子保健推進費における5歳児健診は、令和8年度の対象者1千800人を想定し、予算額につきましては1千440万5千円を計上しております。

○沼崎委員 まず、保護者であるとか、保育園や幼稚園の先生が書く書類に基づいて、かかりつけの小児科医を受診ということでございました。

続いて、伺います。

そこで何らかの所見があった場合は、その後の流れはどうなるのでしょうか。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 健診結果後のフォロー体制につきましては、受託された医療機関から結果を市へ返送いただき、その後に相談等の対応が必要であり、かつ、保護者が希望された方には、2次健診として当課で行う健診後個別相談を御案内し、専門の小児科医や保健師、心理士、言語聴覚士などの専門職と個別相談できる機会を確保して保護者と対象児をフォローしてまいります。そこで、さらに小児科医から療育の必要性や環境調査の必要性が確認され、保護者が了承された場合には、他の健診後と同様に地域でフォローアップ体制につなげていくなど、丁寧なサポートを実施してまいります。

○沼崎委員 1次健診をかかりつけ医が担当し、それで所見があれば2次健診を実施し、その後のフォロー体制につなげていくということでございました。

小児科医というのは、かなり、今、総合診療科なんてものがありますけど、元祖総合診療医だというようなことも小児科の先生方がおっしゃってしまして、確かにそうだなと思うのは、小学生ぐらいになれば、自分でどこが痛いとかしゃべれるので、例えば、足が痛い、腫れているとかって言ったら、じゃあ、整形外科に行こうかなんてなりますけど、乳幼児なんかは自分で自分の症状を言えませんので、例えば、何か、歩き方が変だなと思ったら、取りあえず小児科に連れていくとか、あるいは、先天性の股関節脱臼なんか診察もしますので、整形外科的なこともやりますし、あとは、おむつかぶれとか、皮膚にぶつぶつがあるなんていったら、大人なら皮膚科に行くと思うんですけど、やっぱりまず小児科に行きますし、大体、取りあえず乳幼児はまず小児科に来るので、かなり小児科の先生というのはウイングが広い、総合診療科的なところがあるんですけども、その先生方もそれを誇りとしてやっているわけですけど、それでも、やっぱり小児精神科であるとか小児神経科など発達に詳しい専門医の方というのは非常に少なく、受診までに何か月も待たされるということが全国的に問題になっているわけですけども、この1次健診をかかりつけ医によるスクリーニングとして専門医への集中を緩和できる点というのも、この旭川で実施する5歳児健診の特徴の一つだと思っております。旭川の小児科医の先生方であるとか、あるいはおやこ応援課の皆様も、一生懸命に協議しながら構築した方法と思います。

道内に限らず、全国で5歳児健診を実施している自治体はあるにはあるんですけど、やっぱり小規模自治体が多くて、人口10万人以上の自治体では、あるのか、ないのかまではちょっとまだ分からないんですけど、かなり先陣を切っているほうだろうというふうに思います。ぜひ、旭川の5歳児健診事業を全国のモデルになる事業に発展していったほしいと期待をしております。

この項目については、以上で終わります。

続いて、同じ4款1項1目なんですけど、私の未来プロジェクト事業費についてお伺いをいたします。

昨年の第2回定例会一般質問で性教育を取り上げた際、学校教育部で実施している外部講師を活用した取組と、子育て支援部が実施している私の未来プロジェクトの内容が似通っているということについてお伺いして、坂本学校教育部長から、関係部局・機関とも連携しつつ、できるだけ内容

が重複しないよう整理をしていく旨の御答弁を頂戴しております。

この点について、来年度予算ではどのようなになっているのか、お聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクトにつきましては、命の貴さや親になることへの社会的責任の理解に加え、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、自身の健康管理を促すプレコンセプションケアを軸とした講義を実施している事業であり、学校教育部では、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいた包括的性教育を実施しており、人権の尊重や性感染症予防など、考え方やコアの内容など重なることが見られるため、令和8年度につきましては、学校教育部と調整を行い、学校教育部が実施する中学校以外の小学校、高等学校等を私の未来プロジェクトの対象として事業を実施してまいります。

○沼崎委員 学校教育部は中学校で、そのほか小学校、高等学校が私の未来プロジェクトということで整理ができたというふうに理解できました。

非常に重要な取組だと思しますので、全校でぜひ実施していただきたいなというふうにも思っているんですが、ちなみに、この事業を活用している学校数について2023年の第2回定例会一般質問で伺ったところ、2022年度、つまり令和4年度は、小学校25校、中学校9校で実施したというふうに伺っております。その後の展開はいかがでございましょうか。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクトの実施件数につきましては、委員が今おっしゃったとおり、令和5年度の実施数は、小学校26校、中学校9校、高等学校3校の合計は38校です。令和6年度の実施数は、小学校29校、中学校8校、高等学校4校の合計は41校です。令和7年度の実施数、小学校28校、中学校11校、高等学校3校の合計は42校となり、僅かですが、増加しております。

○沼崎委員 徐々に増加しているということが分かりました。担当部局の皆様の御尽力の成果が出ているのだなというふうに思いました。ぜひ、全校に展開できることを期待しております。

最後に、学校における産業医についてもお伺いさせていただきます。

これも、昨年12月の第4回定例会一般質問で伺ったことが来年度予算ではどのようなになっているのでしょうかという質疑でございしますが、旭川市では学校医が教職員の健康管理も兼任しているということでした。ただ、教職員の健康管理を行っている学校医が産業保健や労働安全衛生に知識を持つ産業医資格をさらに保有しているかどうか、それは分からないというふうに伺っております。この点、文部科学省も、2019年4月に出した学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）において、産業医選任義務のない教職員49人以下の学校についても、各校ごとに産業医を選任するのではなく、教育委員会で産業医資格のある医師を採用して、複数の公立学校の教職員の健康管理を担当させる方法などを推奨しております。

いろいろと、ほかの委員からの質疑でもあったように、やっぱり学校現場というのは、かなりいろいろ大変で、教職員の過重労働であるとか、あるいはメンタルヘルスのケアが非常に重要であるとされている昨今、やっぱり文科省が推奨するように産業医を選任してはどうかと一般質問でお伺いしたところ、関係者と意見交換を行って、現状や課題を把握した上で検討していくという旨の御答弁をいただいております。

この点について、令和8年度予算案ではどのようなになっているのか、お聞かせください。

○中山学校教育部教職員課主幹 健康管理医につきましては、教職員が血圧測定や問診などの健康

相談を受ける体制を整えることにより、教職員の健康保持増進のため、学校ごとに学校医を健康管理医に委嘱しているもので、令和８年度については前年度と同様に実施することとしています。

令和８年度予算といたしましては、教職員健康管理事業において、健康管理医報酬として小学校費で１７３万３千円、中学校費で９０万８千円を計上しております。

○沼崎委員 やはり、教職員の健康管理を充実させるという意味では産業医資格を持つ方がいたほうがいいんじゃないか、学校医が健康管理医を兼ねるよりも、産業医であれば、例えば、月１回の事業所を見回らなきゃいけないとか、いろいろあって、やっぱり、それで顔の見える関係、学校の先生でも学校医とは全然接点がないみたいの方も結構いらっちゃって、事業所を見回ったりしますので、産業医であれば、あとは、当然、医師免許の上乗せで産業医の資格を持っているわけなので、ストレスチェックとか、いろいろそういったことにも精通していらっしゃるので、やっぱり、何ていうんですか、質という面では産業医を選任したほうがいいんじゃないかと思いますし、あと、コスト的な面でもどうなのか、メリットがあるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、今後その点についてどのように検討していくのか、最後にお聞かせください。

○山下学校教育部教職員課長 産業医の配置につきましては、教職員数５０人未満の学校には産業医の選任義務はありませんが、平成３１年の中央教育審議会答申においては、法令上の義務が課せられている学校に準じた取組の実施に努めるべきとされております。

今後、学校医、産業医、健康管理医の現状について旭川市医師会と意見交換するほか、本市における産業医の有資格者の状況、他市の状況や必要経費等の調査を行った上で、学校医に健康管理医を兼務させることがよいのか、産業医を配置したほうがいいのか、教職員の利便性等を含めて実施の可否を検討してまいります。

○沼崎委員 今後、医師会等とも相談して検討をしていくということでございまして、ぜひぜひ、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３３分

再開 午前１０時３４分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、最後となりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、子育て支援部に質疑したいと思います。

保育体制充実費についてです。

概要及び予算についてお示してください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 保育体制充実費につきましては、保育施設等で現場の負担軽減及び保育の質の向上を図ることを目的としまして、国の保育士等の配置基準を超える保育士、保育補助者及び調理員を配置する施設に対し、その経費を補助するもので、令和８年度の事業費は３億５千７万１千円を計上し、財源内訳は、国庫支出金が１億１千７５０万３千円、道支出金が１千３０万円、繰入金金が１億５千６１８万７千円、一般財源が６千６０８万１千円となっております。

○中村みなこ委員 本事業は、前年度から大きく見直しを図ったと聞いております。見直しした主な理由と、その変更内容について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 保育体制充実費の見直しにつきましては、令和7年度の旭川市行財政改革推進委員会による行政評価結果において、国の基準を超えた保育士の配置に対する補助については、全ての保育施設を一律とするのではなく、少子化を見据えた支援となるよう、補助制度の見直しを検討するよう指摘を受けております。

これらの指摘を受け、保育関係団体からの要望や保育施設等の実情を踏まえ、慢性的な保育士不足の中、予備保育士から子育て支援員へ補助対象者を変更した上で、経験年数に応じた補助単価を増額するとともに、新たに年度途中の入園が多いゼロ歳児の受入れに対応する人員確保に係る補助を新設するほか、保育施設等の実態や他制度の充実に伴う補助の見直しを図ったところでございます。

○中村みなこ委員 補助対象を保育士から子育て支援員へ変更、ゼロ歳児の受入れ対応に係る補助を新設するなどの見直しを図ったとのことでした。

これらの変更により、予算額とその財源内訳はどのように変わったのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 本事業の見直しに伴う予算額等の主な増減額についてですが、補正予算を含む令和7年度予算額との比較で申し上げますと、事業全体の予算額で2千368万6千円の増、財源では、国庫支出金で7千541万2千円の増、繰入金で5千425万1千円の増、一般財源で1億594万7千円の減となっており、国等の財源を有効活用することにより、事業費を拡充するとともに、一般財源の大幅な縮減を図ったところでございます。

○中村みなこ委員 市で実施していた保育士の加配をやめて国の事業で支援員分が補助されるので、一般財源が1億円以上減となっていると理解いたしました。

さて、今回新しくゼロ歳児の受入れに対応する人材確保に係る補助が設けられるとのことでした。昨年の予算分科会で、年度初めのゼロ歳児を中心とした定員割れによる事業所運営への圧迫について訴えたところですが、その問題の解消につながると思われます。

補助の詳細について御説明ください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 出生数の減少や育児休業制度の充実といった社会環境や子育て意識の変化などにより、多くの施設で年度当初におけるゼロ歳児の入所が定員を下回っている中、年度途中のゼロ歳児の利用増加に備えて、年度当初から保育士を確保しなければならず、当該人件費が施設運営の大きな負担となっている施設もあるものと認識しております。

これらの現状を踏まえ、入所が少ない4月から6月までの3か月間で各月ごとに施設のゼロ歳児の利用定員数と在園児童数の差を補助単価に乗じた額、この額を受入れを担当する保育士の人件費に補助することで、在園児童数が定員に至るまでの間における人員確保に寄与するものと考えております。

○中村みなこ委員 3か月分ではありますが、まず一步前進とのこと、喜ばれております。今後とも期間の延長や補助額の充実もさらに検討していただきたいと思います。

さて、予備保育士から子育て支援員へと補助対象者の変更があるということで、それについて伺います。

今まで補助対象となっていた保育士はどうなるのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 これまで補助対象となっていた予備保育士の処遇についてですが、国においては、こども・子育て支援加速化プランの主な施策として、幼児教育及び保育の質の向上のため、令和6年度から、4歳以上児の保育士配置基準について30対1から25対1へ見直され、改善が可能な施設に対しては配置改善加算が支給されるなど、各年齢児において加算制度が創設されているほか、特別支援保育事業や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業に配置することで、さらなる保育体制の充実が図られるものと期待しているところであります。

○中村みなこ委員 ほかの保育士が必要とされている場に移っていただいて活躍してもらおうと理解いたしました。

せっかく保育士確保ができているところは、そのまま維持できなくなってしまうので、支援員に置き換えなければならなくなるところもあるとしたら、ちょっともったいないなと感じております。

保育士と支援員は、それぞれ資格が異なりますし、担える業務も異なると思いますが、どのように違うのか、御説明ください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 保育士は、国家資格に基づき、児童の保育や保護者指導を主導する専門職でありまして、子育て支援員は、自治体等が実施する1週間程度の専門研修を修了することで資格を取得することができるもので、保育士資格は不要であります。また、業務におきましては、保育士が保育全般を担うのに対し、子育て支援員は、保育士の指示の下、食事や衣服の着脱に係る介助等の補助的業務を担うものであります。

○中村みなこ委員 担える業務が違うわけです。

ある園長先生が言っておられましたが、美容室に例えると、シャンプー担当の人と、カットやパーマとかをオールマイティーに担当できる人が美容室を経営するには必要なのに、オールマイティーの人が減ってシャンプーの人が増えたら経営が難しくなる、そういう例えで言っておりました。

支援員ばかり増えても、任せられる業務に限られることになってしまっていて、現場負担の軽減にならないのではと思いますが、見解を伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 必要かつ適切な子育て支援員の配置は、保育補助や事務補助などにより、現場の負担軽減が図られることはもとより、児童への目配りや遊び、学びの補助が充実することで保育士が保育や児童への個別対応に専念することができるなど、保育の質の向上につながるほか、休暇取得やシフト調整の際のサポート要員としての役割も果たしており、職場全体の運営負担の軽減にも寄与しているものと認識しております。

○中村みなこ委員 現在、保育士同士、オールマイティー同士で臨機応変に入り乱れて保育に当たることができていると思うんですけども、支援員に入れ替わることでいろいろやれることに制限が加わることになるわけで、しばらくは負担感が増してしまうのではないかと思います。そして、結局、人は増えません。

年度途中のゼロ歳児受入れのための保育士人件費補助の新設など、今回の事業の見直しについては一定の評価をしております。

補助対象者の変更等により、せっかく保育士確保ができているのに補助が受けられなくなるから、支援員に置き換えなければならなくなる、そういう場合も出てくることを考えると、あと数年でも、移行期間的に、保育士が足りなくなってしまうまで、今までの市の制度を残して

いくことはできないのでしょうか。今後の事業の方向性について、市の見解を伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 保育施設等につきましては、子どもの心身ともに健全な成長を支えるとともに保護者の就労を支える役割を担っておりまして、特に、乳幼児期の子どもと保護者にとって子育ての拠点となる場所であるものと認識しております。

今回の保育体制充実補助金の見直しに当たっては、関係団体からの要望や保育施設等の実情を踏まえまして、出生率の低下や育児休業制度の充実による年度途中のゼロ歳児受入れ対応への制度を創設したほか、人件費高騰に対応した経験年数に応じた処遇改善など、社会情勢や保育ニーズに対応した改善が図られたものと考えております。

今後につきましても、保育センターが中心となり、関係団体や保育施設等からも意見を伺いながら、本事業はもとより、子育て支援研修や保育士確保事業などを有機的、効果的に実施することで、保育の質の向上を図り、保育を必要とする全ての子どもと保護者に最適な保育を提供できる、そういった環境の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 本市の保育への人件費を減らすこの制度でもあります。保育体制充実費という名で進められるのですが、果たして体制充実になるのか、疑問の点が残ります。

総括質疑にはしませんが、今回の変更で助かる事業所もありますし、保育士不足とか持続可能への対策だという側面もありますので、その点はやっぱり評価できる部分もあるのかなとも考えております。

ただ、今まで、市独自で保育士を加配してきたっていうその成果っていうのは、なかなかやっぱり目に見えにくい部分で、そこが、何か、きちっと評価されていなかったんだなということをとっても残念に思うところです。保育も教育もそういう部分は本当に多いんだろうと思うんですけども、子どもの成長にやっぱり人が大事だってすごく感じております。そこにどれだけ予算をつぎ込めるのかっていうところに、市の姿勢が見えてくるのではないかと考えております。

今回、後退する感が、すごく、そういう感じを受けておりますんで、ちょっと、ちょっとじゃないですね、残念に思っているところです。

それでも、この制度で現場が大変になっていないかとか、今後、保育の質が維持できているのかとか、現場の声をしっかり聞いて対策を取っていただきたいと思います。

では、この項目について終わります。

次に、こども誰でも通園制度です。

いよいよ本格実施となります。第4回定例会の時点ではまだ明らかになっていなかったことがありましたので、そのあたりのことを中心に質問したいと思います。

まずは、本制度の概要について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 こども誰でも通園制度につきましては、保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満までの児童を対象として、保護者の就労要件にかかわらず、1か月当たり10時間までの利用可能枠内において保育所等を利用できる新たな通園給付制度であります。全ての子どもたちの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対しまして、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としております。

令和8年度の予算額は1千174万5千円であり、全額、乳児等のための支援給付に係る扶助費

となっております。また、財源内訳は、国庫負担金が８８０万８千円、道費負担金が１４６万８千円、一般財源が１４６万９千円となっております。

○中村みなこ委員 モデル事業と本格実施で異なる点について伺います。

また、国の基準を上回る独自の施策や取組はあるのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 本格実施に当たりましては、試行的事業から大きく３点の変更があります。

まず、１点目は、自治体間相互の広域利用の開始であり、住民登録のない自治体での利用が可能となります。

次に、２点目として、こども家庭庁が整備するこども誰でも通園制度総合支援システムの運用開始であります。これまでは本市が独自に作成した簡易的なシステムを用いておりましたが、令和８年度からは全国共通のシステムを用いることとなります。

最後に、３点目は、事業者への給付内容の拡充であり、事業実施に係る給付費単価の引上げのほか、初回面談加算等の新たな加算制度が創設されます。

本市では、こうした変更点を踏まえ、１時間当たりの実施単価につきまして、国の基準に合わせた引上げを行うほか、新たな加算についても適用することとしており、制度として一定の改善と充実が図られますことから、まずは国の基準による実施状況と影響を見極めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 時間をかけて丁寧に事前面談をしても給付対象にならないという課題、業務の負担や補助金額の低さという課題がありました。今回、国において単価の引上げや事前面談を対象とした加算制度の創設がなされたとのことで、よかったなと本当に感じております。

次に、新しい変更点である広域利用について伺います。

全国どこでも通園可能となります。利用目的は問われませんし、観光の途中でも利用できてしまいます。ひょっとしたら、市民以外が増えてしまって、市民が利用できなくなることもあるかもしれません。市民が優先的に利用する工夫をしていくということは考えているのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 広域利用につきましては、令和８年度から、住民登録がある自治体で利用登録を行った後、総合支援システムを通じて利用を希望する施設に申し込むことで全国どの自治体でも利用できるようになり、道内外からの里帰り出産時や近隣自治体に居住する方などのスポット的な利用が想定されるところであります。

本市では、現在、試行的事業の利用状況を踏まえ、一定の広域利用があった場合でも受入れが可能と考えられますことから、現時点では市民の優先利用に係る対応は予定しておりませんが、今後の広域利用ニーズの動向等を踏まえて、市民の利用予約受付開始時期を早期に設定するといった優先的取扱いについても検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 それでは、もう一つ、新しいこととして、国が用意する全国共通の総合支援システムの活用とのことでしたが、どのようなものなのか、お示してください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和８年度から運用を開始する総合支援システムでは、利用登録から利用予約に至る開始手続のほか、利用当日の登降園に係るタイムスタンプや通園記録、実施施設から市への給付費請求までを一貫して行うことが可能となり、利用者や実施施設にとって利

便性の向上と、市にとっての業務効率化につながるものと考えております。

本システムの導入に当たりましては、利用者と実施施設の負担が増加することのないよう、使用方法について分かりやすく丁寧な周知を行うほか、問合せ等への対応体制を整えるとともに、インターネットを利用していないなど保護者自らが予約を行うことが難しい場合には、市や施設がシステム上で代理予約を行うなど、利用を希望する全ての方が確実に利用できるよう、適切にサポートを行ってまいります。

○中村みなこ委員 令和8年度の実施予定の事業所について伺います。

事業所数と一般型、余裕活用型の内訳について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和8年4月1日現在の実施予定事業所数につきましては、本年度から2か所減となる22施設を見込んでおり、内訳は、一般型が6施設、余裕活用型が12施設、併用型が4施設となっております。

実施施設につきましては、今後、拡充に向けて新たに公募する予定であり、本市の定める基準を満たす施設に対しましては事業の認可を行ってまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 モデル事業のときには、開設していても利用実績がない施設があったと聞いています。その理由と、利用者がいない状況で開設し続けることによる事業所への影響について伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和8年2月までの利用実績で申し上げますと、24施設中5施設で利用者がゼロとなりましたが、そのうち3施設は余裕活用型であり、在園児の定員充足により年度途中で休止した施設であります。残り2施設は、一般型での実施ですが、在園児の対応や保育士の負担等を考慮し、受入れ年齢を2歳児以上としていることや、1週間のうち3日間の午前中のみを受入れ可能としているなど、利用に当たり一定の制約が設けられていることが利用者の施設選択に影響を与えたものと考えております。

なお、各施設がそれぞれの実情に応じて実施条件を決定しておりますことから、本事業の利用実績がないことによる施設運営への影響は少ないものと考えております。

○中村みなこ委員 無理せず、できる範囲で進めることができるということで、それなら取り組みやすいのかなと感じたところです。

先ほど、国の基準を上回る市独自の取組については、国の基準による実施状況や影響を見極めると答弁がありました。こども誰でも通園制度の今後の方向性について、市の見解を伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 こども誰でも通園制度では、家庭以外での様々な体験を通じて子どもの育ちを応援することが目的となりますが、本格実施が開始されることで、これまでの試行的事業とは異なり、全国どの自治体でも共通の基準で利用することができるようになるほか、子どもには乳児等のための支援給付を受ける権利が生じるなど、利用者や事業者における本制度の意義やニーズは高まっていくものと考えております。

本市においても、教育・保育施設の利用者数が減少を続ける中であって、本制度が事業者にとって事業継続や保育人材の保持などの好影響や、地域の子どもや子育て家庭が様々な支援につながるきっかけになることも期待されるところであります。

今後につきましても、試行的事業を実施してきた強みを生かし、利用者と事業者にとって、よりよい利用環境づくりに努めるとともに、乳幼児の子育てに対する効果や影響も踏まえながら、本市

独自の取組についても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 きっと、スタートしてみて、また様々な課題も見えてくるかと思います。それが分かったときにはすぐに対応を改善していただいて、子どもたちはもちろん、事業者にとっても、よりよい制度となるように目指していただきたいと思います。

それでは、この項目は終わります。

そして、3つ目に、私の未来プロジェクト事業について質問させていただきます。

先ほど、沼崎委員のほうからありましたので、少し省かせてもらおうかなと思っております。

最初に、概要とか実施校数は先ほど示されましたので、その次をお伺いしたいと思います。

予算額が昨年度より減額になっていますが、その理由についてお示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 予算額が減額された理由でございますが、本事業は、旭川市内の大学、専門校で組織された産・学・地域の連携体である一般社団法人旭川ウェルビーイング・コンソーシアムへの委託により実施しており、平成29年度からは赤ちゃんとの触れ合い体験を実施しておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和2年度以降の赤ちゃんとの触れ合い体験につきましては実施ができない状況であり、毎年度、休止としておりましたが、休止を継続している中で、次年度につきましては、赤ちゃんとの触れ合い体験につきましては、事業内容の変更もありますことから、一旦、当該体験は終了と判断し、赤ちゃんとの触れ合い体験部分に伴うボランティア経費及びボランティア募集に伴う広告料等を減額したものでございます。

○中村みなこ委員 赤ちゃんとの触れ合い体験がなくなったということで、すごく残念に感じております。赤ちゃんがいるだけで、もう空気が変わるので、子どもたちの顔も全然違ってくるって思っていたので、その機会、ぜひ、今後復活する道も探りながら進めていただきたいと思います。と思っています。

私の未来プロジェクト事業の活用が、僅かではあるものの、増加とのことでした。その要因をどのように捉えているのか、伺います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクト事業の活用が増加傾向となっている要因についてですが、事業を実施するに当たり、事前に生徒の現状や、性指向や性自認、異性との距離感が近い、逆に性の話を聞きたくない生徒がいるなど、各学校の課題をお聞きし、配慮を要する内容や要望について学校側と丁寧に調整を行うことで、各学校の学習計画やニーズに合った事業内容であること、さらに、実際に命の誕生に立ち会う助産師のリアリティーあふれる講話が児童や生徒の共感を得ていたことが、希望校の定着や本事業を活用される学校の増加に寄与しているものと考えております。

○中村みなこ委員 私の未来プロジェクト事業は、講話など、事業実施後、アンケート等を実施していると伺っております。

どのような意見が寄せられているのか、そして、課題などがあればお示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 事業実施後のアンケート結果につきましては、児童生徒より、自分の未来を想像するととても充実した時間となった、改めて親への感謝の気持ちを伝えることができた、大切な相手の意思を尊重することが大事であり、将来、そんな大人になりたいと思ったなどの感想が聞かれており、おおむね事業に対する満足度は高いものと認識しております。

また、課題といたしましては、多くの学校がある中で、40校程度の学校のみ事業を利用していることが課題として認識しており、その背景としては利用校の固定化も要因として考えられることから、さらなる利用校の増加に向けて、改めて、広く事業の周知を図るとともに、講話の内容についてブラッシュアップを図り、より多くの学校で本事業を活用いただけるよう検討を進めてまいります。

○中村みなこ委員 生徒からの声として、大切な相手の意思を尊重することが大事とありました。しっかり、包括的性教育の視点、権利の視点が組み込まれた学びとなっていることに大変うれしく思いました。

そして、事業の周知が課題、利用校の固定化が見られるとのことでしたが、実施してみて、好評で、リピーターとなっているということでもありますので、ぜひ、この事業のすばらしさをお伝えいただいて、先ほど沼崎委員も言うておりましたが、全校実施を目指していただきたいと思います。

さて、さきの答弁で、プレコンセプションケアを軸として講話を実施しているという発言がありましたが、プレコンセプションとはどのようなものなのか、また、子どもたちの発達段階による講義内容の違いなどについてお示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 世界保健機構、WHOでは、2012年に、プレコンセプションケアを妊娠前の女性とカップルに医学的、行動学的、社会的な保健介入を行うことと定義しておりますが、現在、こども家庭庁のプレコンセプションに関するサイトでは、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザインの将来設計や、将来の健康を考えて健康管理を行う取組としております。このため、学校教育の場におけるプレコンセプションケアの取組では、将来の妊娠、出産のみを目的とするものではなく、生徒自身が自らの心身の仕組みを正しく理解し、生涯を通じて健康な生活習慣を選択する能力、いわゆるヘルスリテラシーを身につけるための重要な取組であると認識しております。

こうしたことを踏まえ、私の未来プロジェクト事業では、成長段階や状況に応じて目標を設定し、目標達成に向けた内容の講話としており、小学生では、プレコンセプションケアの準備段階である基盤づくりの時期として命の大切さ、自己肯定感を高めること、中学生では、さらに自分の性や他人の性を大切にできること、高校生では、プレコンセプションケアの知識を得る段階として、正しい知識を取得し、自分の将来のライフデザインや健康について考えることなど、設定した講話を提供しており、全体としてプレコンセプションケアを軸とした事業を展開しております。

○中村みなこ委員 プレコンと省略させていただきますが、プレコン自体に課題があるとも聞いております。一步間違えると、誤った情報やメッセージ等になる可能性もあります。このあたりの配慮はどのように捉えているのか、伺います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 プレコンセプションケアの配慮につきましては、委員の御指摘のとおり、一部の他の自治体が配付した啓発冊子などで不適切な表現が用いられたことや、若い世代に対し、卵子の老化や減少を強調したメッセージが、子どもを産むことを強要されている、人生の選択を狭めるとした焦りや恐怖心をあおるものとしてメディア等で取り上げられるなどの事案があったことは認識しております。

本市では、プレコンセプションケアを軸として事業展開していく中では、様々な事情や多様な背

景等も考慮した上で、押しつけにはなることなく、将来への健康づくりに向けた多角的な配慮が必要であるものと認識しております。

○中村みなこ委員 そのような配慮の下で進めていただけるとのことです、安心いたしました。私の未来プロジェクトを担ってくださっている皆さんは、そのあたりのことも十分勉強されている方ばかりだと聞いておりますので、信頼しております。

このプレコンセプションケアを展開していくには人材が必要と思われます。プレコンサポーターの実態等を踏まえた今後の私の未来プロジェクトの方向性についてお示してください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 私の未来プロジェクトは、平成26年度から事業を開始しており、当初は、核家族化や少子化の進行により、赤ちゃんを見たことがない、触ったことがないなどのお子さんが増えているという状況等から、自分の将来を考えるきっかけとして、健康教育と併せて乳幼児の触れ合い体験からスタートした事業であります。コロナ禍を経て、現在は、発達段階に応じたプレコンセプションケアに包括的性教育の要素も組み込んだ講話の内容としており、令和8年度につきましては、それぞれの発達段階に応じて、プレコンセプションケアとしての導入部分から将来に向けた健康づくりを実践する場として、プレコンセプションケアに対する正しい知識の普及や認知度の向上を考えております。

しかしながら、このプレコンセプションケアという概念自体が新しいものであり、まずは、市内の専門職等と協働の下、少しずつ希望される学校に本事業の活用を広めていくことで、プレコンセプションケアについて普及啓発に努め、子ども自身が自分の健康や相手を大切に思う気持ちの醸成、人権意識の向上など、こども計画の理念でもある全ての子どもが将来にわたって健やかで幸せな生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 私の未来プロジェクト事業は、本当にすてきな事業だと思っております。

プレコンセプションケアは、国の少子化対策が見え隠れしますが、そうではなく、子どもを持つことを前提の価値観とせず、将来の選択肢を広げるために、自分自身の健康に目を向けて健康づくりの必要性を理解できる、そういう機会にぜひしていただきたいと思いますし、少子化対策ではないということも含めて、正しくプレコンという考え方を認知していただけるように努めていただきたいと思います。

以上で、この項目は終わります。

ということで、じゃ、学校教育部のほうに参りたいと思います。

部活動の地域展開は、ちょっと省かせていただきたいと思います。

それでは、ここからは、最後まで、全部通して、学校、子どもをこれからどうしていくのかという大きいテーマを設定した上で、様々な項目で質問していきたいと思います。多少寄り道もしますが、そういう大きいくりがあるということで、軸があるということで御了承いただきたいと思います。

最初に、今の学校の現状についてです。

学校は、子どもと先生がいてこそ成り立つところです。まず、子どもたちについてですが、不登校530人、高止まり、そういう状態が続いている。先生はというと、資料を出していただきました。この前の答弁にもありましたが、早期退職、病休など、少しずつ増えていて、減らない状況が続いている。このままだと、子どもも先生も減り続けてしまうのではないかと、学校はどうなっちゃ

うんだろうということで心配しているところです。様々な項目からアプローチして考えていきたいと思ひます。

まずは、不登校対策ということで、校内教育支援センターについてお伺ひします。

今年度の2校から5校に増やし、スクールライフサポーターが配置されますが、まずは予算概要を伺ひます。

○工藤学校教育部教育指導課長 校内教育支援センター推進費については、教室に入ることが難しい児童生徒の居場所となる校内教育支援センターを中学校5校に配置し、いじめなど様々な要因により不登校及びその傾向にある児童生徒へのスクールライフサポーターによるきめ細かな支援により、状況の改善を図ることを目的としております。

令和8年度の予算額は1千673万8千円を計上しており、主な内訳は、スクールライフサポーター5名の報酬及び職員手当として1千477万2千円、校内教育支援センター設置に係る修繕費等といたしまして46万3千円などとなっております。

○中村みなこ委員 中学校ばかりに設置されることにはなりますが、小学校でも必要です。実際、場所と人を確保して既に対応している学校がかなりありますが、把握されているのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 今年度実施されました北海道教育委員会による調査では、令和6年度に校内教育支援センターの部屋を整備し、教職員が対応していた学校は、小学校51校のうち27校、中学校26校のうち14校となっております。

○中村みなこ委員 昨年度の数なので、今年度はさらに何校か増えているとも聞いておりますので、結構な数であり、必要な場所だということですね。どの学校にも必要な状況です。

大変なのは人の確保です。担当の先生が配置されているわけじゃないので、常駐できません。手の空いた先生や管理職が入れ替わり対応していると聞いております。多くの学校でニーズがある状況、ここは、市として、5校と言わず、どんどん拡充していく必要があると考えますが、見解を伺ひます。

○工藤学校教育部教育指導課長 今年度、校内教育支援センターを利用した生徒や保護者からは、校内教育支援センターがなかったら登校することはできていなかったですとか、先生以外に相談することのできる方が学校内にいることで相談のハードルが下がったといった声が届き、教職員の負担軽減にもつながっていることから、校内教育支援センターの設置とスクールライフサポーター配置の効果は大きいと捉えておりまして、今後もさらなる効果的な運用と拡充に向け、検証を進めてまいります。

○中村みなこ委員 毎年2校、3校、そんなペースではがちが明かないと思っております。そうこうしているうちに、学校に来られる子どもたちがどんどん減ってしまいそうで、大変心配です。

次に、学校にほとんど来られない不登校の子どもたちのことで伺ひます。

この子どもたちへの健康診断、歯科健診など、どうしているのでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 児童生徒の健康診断については、毎年、各小中学校において学校医等による各種健康診断のほか、検査機関による心電図検査や尿検査などを行っており、不登校を含む未受診の児童生徒については各自で医療機関を受診することとしております。

なお、小学校1年生及び中学校1年生を対象に行う心電図検査については、未受診者への対応として、夏休み期間中に検査日を設け、検査受託機関において受診することとしております。

○中村みなこ委員 健康診断の実施について、保護者への情報提供はどのように行っているのでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 健康診断の実施については、各学校から各家庭に周知しており、未受診の児童生徒に対しては、医療機関で受診するよう、各学校から保護者にお伝えしております。

○中村みなこ委員 健康診断も、内科健診、歯科健診など、全て各自で受診しなくてはならなくなります。どれだけの子が受診されているかは把握していないようですが、受診していない子が多いような気がいたします。

学校によっては、期間を決めて、来れるときにおいでなどというお知らせをまめに届ける工夫をされているところもあると聞いてはおりますが、市内で統一した対応はなされていないようです。学校に行かないことで、子どもの体や健康状態を正しく把握されないという不利益を被ったままになっている状況です。不登校の児童生徒に対して今後どのようにしていく考えなのか、お伺いします。

○池田学校教育部学校保健課長 全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあり、総務省行政評価局では、令和7年10月から令和8年6月までの間で不登校等の子どもの健康診断に関する調査を行っており、そうした調査結果も参考にしながら、旭川市医師会等の関係団体と協議し、必要な対応を検討してまいります。

○中村みなこ委員 友人のお子さんが、中学校3年間不登校、その間に20キロも体重が増えたそうです。しかし、その間、尿検査、健康診断などの案内はなかなか届いていなかったということで、その子も、身長は伸びてはいると、成長期なので、だと思いますが、ちょっと健康状態が心配だなと思ったところです。不登校の子どもたちの健康を守るための対応を確立していただきたいと思います。

さて、不登校の子どもたちと校内教育支援センターに絞って伺ってきましたが、不登校への対策でしかありません。高止まりになっている現状をどうやって変えていくか、その辺は考えられているのでしょうか。多様な学び方を尊重するにしても、不登校の原因は多岐にわたる、けれども、原因不明であったとしても、なぜ子どもたちは学校に来なくなっているのかということをしっかり分析して、そこを的確に捉える必要があるのではないのでしょうか。その上で、未然防止というよりは、行きたくない学校を通いたい学校に変えるために、今の学校をどうすべきなのか、何が必要なのか、こういうところが問われている今だと思います。

子どもたちが生き生きと学校に通えるようにしていく条件整備は、教育委員会の仕事です。見解を伺います。

○坂本学校教育部長 本市の不登校の主な要因については、学校生活にやる気が出ない等の相談があった割合が最も多く、令和6年度では小学校が約41%、中学校が約51%となっております。こうしたことは、全国同様の傾向であり、緊張や不安といった心理的な要因や生活リズムの乱れなど、複数の要因が複雑に絡み合っているものと捉えております。

子どもたちが安心して登校するためには、間違えてもよい、ありのままでよいと実感でき、楽しく学ぶことができる環境が大切であります。特に、学校生活の大半を占める授業において、自らがありのままの自分を認め、周りからも存在を認められていると感じられるよう教育活動を展開する

ことが重要であります。

引き続き、個別最適な学びと協働的な学びについて一体的な充実を図るという観点から、日々、授業の改善に取り組み、誰一人取り残されない教育の実現に向けた環境整備を推進してまいります。

○中村みなこ委員 間違えてもよい、ありのままでよいと実感できる環境ということで、これは、また後ほど引用をさせていただきたいと思いますが、そのとおりになっていけば、多少希望は見えるけど、なかなかそうならないっていう現実もあると思います。

一旦、ここで、これは終わりますが、もう一項目やってもいいですか。

○塩尻委員長 大丈夫です。

○中村みなこ委員 就学援助制度についてお願いします。

準要保護の子どもたちに関わってということで、就学援助制度の目的と概要、認定者数についてお示ください。

○江洲学校教育部学務課長 就学援助制度につきましては、学校教育法に基づき、市町村が行う教育の機会均等を目的とした就学奨励の取組であり、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や体育実技用具、新入学用品、修学旅行など、就学に必要な経費の一部を支給するものでございます。

支給内容や金額については、国の準要保護児童生徒援助費補助金に準拠して定めており、過去3年間の就学援助の準要保護認定者数の推移といたしましては、令和4年度は小学校で2千296人、中学校で1千290人、令和5年度は小学校で2千621人、中学校で1千385人、令和6年度は小学校で2千523人、中学校で1千363人となっております。

○中村みなこ委員 それでは、令和8年度の予算額と体育実技用具費のみ御説明ください。

○江洲学校教育部学務課長 令和8年度予算額につきましては、小学校で9千724万1千円、中学校で1億9千994万5千円であり、体育実技用具費につきましては、小学校が2千329万3千500円、中学校が1千410万9千130円となっております。

○中村みなこ委員 体育実技用具費ですが、どのような支援内容なのか、御説明ください。

○江洲学校教育部学務課長 体育実技用具費につきましては、授業に必要なスキーやスケート用具の購入経費の一部を支援するもので、要保護世帯を除き、就学援助の認定を受けている保護者から希望を確認し、定額を支給するものでございます。

支給は、小学校1学年から3学年まで、小学校4学年から6学年まで、中学校1学年から3学年までの間にそれぞれ1回受けることが可能で、支給額につきましては、国が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に準じ、スキーは、小学校で2万6千500円、中学校で3万8千30円、スケートは1万1千810円としております。

○中村みなこ委員 各自で用意しなければならない体育用品で、特にスキー用具一式となると高額ですので、こういう支援があつてよかったなとつくづく思っております。

さて、この体育実技用具費の支給を受ける際、どのような手続をして支給されるのか、お伺いします。

○江洲学校教育部学務課長 支給を受ける場合の手続につきましては、毎年、各学校にスキーやスケート授業の実施の有無を調査し、授業のある学校に在籍する就学援助の体育実技用具費の支援対

象者に対し、体育実技用具費援助希望確認書を学校を通じて配付することにより、スキー等の用具購入等に関わる援助を希望するかどうかを確認し、希望すると回答があった方のみ支給をしているところでございます。

○中村みなこ委員 希望すれば、口座に小学校で2万6千500円、中学校で3万8千30円が振り込まれております。実際に、スキー用品を購入しなくても、スキー、スケート用具代を活用できてしまう仕組みになっています。

実は、複数の教員から、この制度は何とかならないのかと言われております。毎回、スキー授業に参加しないという子がいるけれども——準要保護の子ですよ、どうもスキー用具を買ってもらえていないらしいということなのですが、そのような事実は把握されているでしょうか。

○江洲学校教育部署務課長 体育実技用具費の援助につきましては、事前に保護者に購入の予定と援助の希望を確認した上で定額支給することとしており、これまで購入履歴の確認は行っておりませんが、用具がないため対象児童生徒がスキー授業に参加できなかったという相談は寄せられておりません。

○中村みなこ委員 最近、就学援助の家庭に限らず、スキー道具を用意できずスキー授業に参加しない子が一定数いるという話も聞いていますが、今回は制度の下で道具を手にすることができるはずの子たちに限定しての質問として続けていきたいと思います。

購入しているかどうかを確認していないとのことでした。でも、この問題は、今までもそうだったように表面化しないと思うんですよね。先生方も確認できません。本当に買っていますかって保護者には聞けないし、子どもになんて、絶対、そんなことは確認できません。ひょっとしたら口止めされているかもしれないし、うそをつかせるわけにもいかない。家庭の事情もいろいろあるのだと思いますが、子どもは悪くないので、そういう負担をかけさせたくないということで、なかなか表に出てこない問題だと思っております。

明らかな証拠はないけれども、買ってもらっていないようだというのは、先生方は分かるんですよね。子どもに遠回しにスキー道具のことを聞いても、その子ははっきり答えなかったり、黙ってうなずくだけだったり、ひょっとしたらと思い当たるわけです。その子も、保護者、ふだんの様子から、こういうことは分かるんですね。

百歩譲って、先生方の思い過ごし、気のせい、そんな事実はないとしたとして、そういうことが起こり得る制度だと認識して改善すべきではないでしょうか。生活が苦しい中で、通帳に3万円、4万円近い額が振り込まれる、年に数回しか使わないスキーを買うかっていったら、買わない方も出てくるのは当然ではないでしょうか。そこまで言っても過言ではないって私は思うんです。

希望があれば支給する、何に使ったか把握できないという今の支給方法についての見解を伺います。

○江洲学校教育部署務課長 本市の就学援助制度につきましては、就学に当たり必要となる費用の一部について支給するものでございます。また、体育実技用具費につきましては、定額支給としていたため、購入確認を行っていないところでございます。

定額支給につきましては、必要な時期に速やかに支給できることや、保護者は児童生徒の成長の状況に合わせて必要な用具の選択ができることのほか、購入報告を求めないことで保護者や学校の事務負担が軽減されるなどのメリットがあると考えているところでございます。

○中村みなこ委員 メリットだらけだ、そういう御答弁だったと思いますが、速やかに支給、保護者が選べる、事務負担の軽減、デメリットはない、そういう認識でよろしいでしょうか。

○江洲学校教育部署課長 そのように捉えております。

○中村みなこ委員 皆さんもそれでいいんですね。

今の答弁は、子ども不在ではありませんか。スキーを手にするできない子がいる、先生に聞かれても口籠もるしかない子どもたちをぜひ想像してほしいんです。皆さん、どこを見て教育行政を進めているのかということです。

じゃ、どうしたらいいのかということで、領収書を出してもらって実費支給にしてはという声もありますが、これは事務的な負担が大きくて、現実的ではないと私も思っております。

ほかの自治体では、教育委員会から利用券を配付するという方法を取っているところもあるそうです。そして、期間内にスポーツ用品店に行って、限度額範囲内のセットから選んで持ち帰る、そうすれば確実に子どもにスキーやスケートの道具が当たることになります。現物支給です。スポーツ用品店から、誰が利用したかの連絡をしてもらってお店に支払いをすればいいだけですので、このような方法を参考に、確実に子どもに現物が行き渡る仕組みへ改善をすべきだと思いますが、見解を伺います。

○江洲学校教育部署課長 就学援助につきましては、援助を受ける方のプライバシーに配慮しながら、これまでも、法に従い、適切な制度の運用に努めてきております。

御質問にございました利用券等によります現物支給については、対象製品がある程度固定化されることなどにより、援助を受けていることが周囲に特定されるなどの懸念もあるため、学校や保護者から意見を伺いながら、課題の整理が必要であると考えております。

支給対象の児童生徒について、スキー学習への不参加や用具の未購入といった相談は確認されておりましたが、改めて制度の適切な利用を周知するとともに、実態の把握に努めながら、必要に応じて改善策を検討してまいります。

○中村みなこ委員 準要保護なんだねって、周りに知られてしまうという懸念があると言いますが、そのセットを誰でも購入できるようにするとか、お店に少し配慮をいただくことで、やりようがあるのではないかと思います。

子どもにスキーやスケートを友達と一緒に学ばせたい、体験させたい、ただそれだけです。教育の機会均等というこの制度の目的どおりに利用できるようにするだけのことです。小さい自治体でも、札幌市でもやれているのですから、ぜひ改善の方向を探っていただきたいと思います。

市内のある事務職員の話です。ほかの自治体の小学校に勤めていたときに、この利用券の方法で現物支給されていたそうなんですけど、ふだん、事務職員なので、なかなか担当の子とかいないのであれなんですけど、自分とそんなに関わりのない小学生の男の子、ある朝、昨日ね、お母さんとスキーを買ってきたんだよってうれしそうに報告しに来たんだそうです。先生や職員にも、みんな会う人、会う人にそうやって報告して回っている。そういう姿を見て、きっと、この子は、親子でお店に行って自分だけのものを買ってもらう、そういう経験がないんだろうなって、そう想像したと言っておりました。きっと、目を輝かせて喜んでいたんだろうなと想像できます。

うつむいて口籠もる、そういう子を生み出している今の制度と、子どもをきらきらな笑顔にする制度、ぜひ、こういうふうに変えていっていただきたいと念を押しまして、大きく子ども関連のお

話で2くくりの項目を終えて、次は先生のほうへ行きたいと思うんですけども、ここで区切りを。

○塩尻委員長 ここで、切りがいいということでありましたら、少し早いですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時00分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

先ほどは、子どものところで焦点を当てて2項目やりましたが、今度は先生方ということで、働き方改革についてお聞きしたいと思います。

早期退職とか精神疾患による病気休暇の現状については、先ほども少し触れましたし、前回も触れられておりますので、省きます。

私の50代、40代の知り合いに会うと、いつ辞めようか、次は支援員をやろうか、別の職に就こうか、必ず、本当に100%と言っていいほどそういう話になっております。先日の横山委員の話と全く同じなんですね。大変な仕事、給料が7割程度に減らされてやっていけないよって、そう感じている先生が本当に多いわけです。まだまだ早期退職は減らない状況が続くのではないかと本当に危惧しているところです。

そして、昨年度、4月1日には市内の小中学校6校で欠員の状況がありました。全て解消されたのは2学期、とうとう本市でも欠員かと残念に思っていたのですが、新年度は大丈夫なのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 令和8年4月1日の教職員配置につきましては、今後の病気休職や配置予定者の辞退などにより、急遽、不足する可能性もありますが、北海道教育委員会と連携を図りながら欠員が生じないように対応してまいります。

○中村みなこ委員 欠員がないのは当たり前のことにしなきゃいけないので、欠員がなくても現場に人を増やすこと、これがまた一番の働き方改革にもつながっていきます。ということで、この間、ずっと質問を重ねてきました。少人数学級ができないのであれば、様々なポジションでの人員を増やすべきだと求めてきました。

深刻な教員不足が続く中、教育現場の人の配置、業務軽減の取組についてお伺いします。

○山下学校教育部教職員課長 教員が一人一人の児童生徒に向き合う時間を確保するためには、学校全体での環境の整備が必要と考えております。このため、令和7年度においては、支援スタッフとして、授業準備や採点業務など、教員が行う業務を補助するスクールサポートスタッフを46人、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、適切な支援をするための特別支援教育補助指導員を100人、中学校の部活動指導を行う部活動指導員を24人などの配置に加え、ICTを活用した業務改善、コミュニティ・スクールなどを通じた地域連携に取り組んでいるところであり、次年度も引き続きこのような環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 新年度もさほど影響なく配置されて進められるということで理解いたしまし

た。

ほかにも、スクールカウンセラーの方がいらっしゃいます。人数が減ると聞いておりますが、国の方針として配置拡充と体制充実が掲げられております。

本市の状況についてお伺いします。

○江洲学校教育部学務課長 スクールカウンセラーにつきましては、令和4年度以降、20名を超える体制で支援を行ってきており、令和8年度においては、市外への転居等により令和7年度から1名減員し、年度当初においては23名を見込んでおります。

一方、配置時間数につきましては今年度と同等の時間数を予定しており、今後も、人員の確保に努めながら、適切な配置規模を維持するとともに、各学校の状況を踏まえたきめ細やかな相談体制の整備に努めてまいります。

○中村みなこ委員 学校に常駐してこそ、その役割が十分に発揮できると考えます。一人でも多く配置できるよう努めていただきたいと思います。また、スクールソーシャルワーカーも、学校での事案等にすぐに対応できる位置として配置すべきだということも指摘しておきたいと思います。

そして、先日も話が出ておりましたが、旭川の学校には異動したくないという声も実に多く聞きますし、逆に、旭川から転出した先生方は、口をそろえて旭川には戻りたくないって言うんですね。何が違うのって聞くと、人が多いんだって言うんです。だから、教室にはもう常に3人、4人いるのが、どの学級もそういう状態にいるということで、業務の負担軽減も、安心感も、いろいろいいんだということを聞いております。子どもに関わる人が多く配置されているようです。そして、早く退勤できるっていうことを言っていた方もいました。

本当に理想的だなあと思って聞いていたんですが、それでは、教員の長時間労働、こちらの実態についてお伺いします。

○中山学校教育部教職員課主幹 旭川市立小中学校働き方改革推進プランでは、教員の時間外在校等時間の上限を1か月45時間以内と規定しており、これまで、各学校に対し、特定の教員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化などに取り組んでいるところであります。

こうした取組により、各学校で勤務時間を意識した働き方が浸透し、プラン策定当初に比べ、減少傾向にあるものの、依然として上限を超えたり業務を持ち帰ったりする教員が半数を超えており、全ての教員で長時間勤務が解消できている状況にはなく、引き続き、プランに基づく取組を着実に推進していく必要があるものと受け止めております。

○中村みなこ委員 これもいつもの答弁かなあと思うんですが、実態もそう変わっていないということで理解しております。そして、実態把握もなかなか正確なことはされていません。知りたくないのかなあって、だんだん思い始めています。だから進まないということも認識していただいて、何か手だてを取っていただきたいと思います。と思っています。

さて、そんな中、各学校では定時退勤日が設定されております。ある学校では、ちょっと多めに許してくれるっていうか、定時退勤日、ちょこっと残っていてもあまりうるさく言われない日と、絶対に退勤しなきゃいけないリアル退勤日、これがあるというんですね。そういう名目で、先生方の中でそういうふうに名目で使い分けているんだと思うんですけど、今日はリアル退勤日ですって、リアルですって、物すごい繰り返し繰り返し声がかかって、ほぼ強制的に帰らせられる学校もあるようです。どんなに仕事が残っていても、子どもの保育園のお迎えの時間まで残っていたく

でも帰らせられる、そこまでやらなきゃいけないことに不満を感じている先生もいますが、そういう方々は、管理職に、ひょっとして、ペナルティー、きっとあるんだなって、そういう話もされていました。

実際、どうなのでしょう。

○山下学校教育部教職員課長 旭川市立小中学校働き方改革推進プランにおいて、各学校において月2回以上の定時退勤日を設定することとしております。ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を実践する取組の一つであり、ペナルティーは設けていないところでございます。

○中村みなこ委員 やらなければならぬ仕事があるのに退勤させられるのは、本当に嫌がらせに近いんじゃないかと思います。

じゃあ、その仕事をいつやるのかといたら、持ち帰るか、休日出勤、当然のようにそういう働き方をしている先生方はまだまだいます。そして、それは記録されておられません。正しく記録して在校等時間が多ければ、それこそ管理職に指導される、それが煩わしい、それなら記録しない、改ざんする、こういうことは普通に行われていて、先日の答弁でも在校等時間の数値等が示されていましたが、実態とかけ離れた数値でしかないと考えております。

それでは、長時間労働改善のため、どうするか。最近では、勤務時間内に授業以外の仕事をする時間を増やそうとなってきました。本来なら、教員を増やして、持ちこま数を減らして、空き時間に様々な仕事をできるようにするのが理想的ですが、教員不足の中でそれはなかなか難しい。となれば、子どもを早く下校させて放課後の時間を確保しよう、そういう動きが増えてきているようです。そのために日課を変更している学校、出てきています。

早く下校させられる子どもたちへの影響について、どう認識しているのか、お伺いします。

○坂本学校教育部長 教職員の働き方改革についてのお尋ねでございます。

子どもたちの豊かな学びや成長のためには、教職員が、誇りや情熱を持ち、やりがいを感じながら心身ともに健康で働き続けられることが何よりも重要であります。教育を取り巻く環境が複雑かつ多様化する中、教員が日々直面する課題も増加してきており、子どもたち一人一人と向き合い、自らも学びを深めることが今まで以上に求められております。これまでの取組を評価、検証し、学校行事の精選や教育課程の編成の工夫といった改善を講じ、同時に、学校の運営体制も継続的に見直しながら、教員が働きやすい環境づくりを進めていかなければならないと考えております。

また、国の学校と教師の業務の3分類では、教師以外が積極的に参画すべき業務と、教師の業務だが負担の軽減を促進すべき業務が示されておりますが、自治体のみでそれら全てに対応していくことは財政上の課題も大きく、国に対して引き続き必要な財政措置を講じるよう求めてまいりたいと考えています。

○中村みなこ委員 日課についてと子どもの影響について聞いたんですが、全く触れられない答弁でした。

では、日課の変更の影響つながりで子ども読書の活動のほうへ行きたいと思います。

図書館に係る令和8年度予算の概要をお示してください。

○登野社会教育部次長 令和8年度の図書館に係る予算の概要についてですが、10款5項3目、図書館費は、図書館管理費等の経常費2事業、図書館事業活動費等の臨時費2事業の合計で4億989万3千円となっており、そのうち、図書館司書の資格を条件として週29時間勤務で雇用して

いる会計年度任用職員を主とした人件費が1億8千922万7千円、図書購入費用は4千326万9千円となっております。

○中村みなこ委員 それでは、子どもたちに関わる取組について、絞って質問していきたいと思います。

図書館における子ども読書活動の現状についてお伺いします。

○登野社会教育部次長 子どもの読書活動の現状につきましては、ボランティア団体の協力を得ながら、週2回から3回の読み聞かせや工作、映画などを、中央図書館ほか、末広、永山、東光、神楽の各地区館において実施し、子どもたちが来館するきっかけづくりを行うことで読書につなげていく取組を行っており、その回数は、令和6年度実績で約760回となっております。

また、夏・冬休みの期間中、中央図書館のみであります、通常、月曜日は閉館しているところを開館し、子どもたちの学習活動を支える取組を行っております。

○中村みなこ委員 令和6年度760回、すごい実績だなあと考えております。

それでは、読書離れについて新聞報道などがなされているところですが、ベネッセと東大の研究所の共同調査の昨年秋の記事では、10年前と比べて読書をしない層が1.5倍に増加、いずれの学校段階でも読書時間は減少傾向で、特に小学校4年生以上で減り幅が大きい、いずれの学校段階でもスマホ時間は増加していて、スマホ時間が長い、読書時間は短い傾向、そういう結果が出ているとのことです。

そんな読書離れの現状に関連して、図書館ではどのような取組を行っているのでしょうか。

○登野社会教育部次長 今年度は、末広図書館における読書感想文講座や中央図書館での教科書に載った本の特集などを実施し、少しでも子どもたちの読書へのハードルが低くなるような取組を行いました。

今後は、第5次旭川市子ども読書活動推進計画を基に、子どもだけではなく、大人の読書推進や読み聞かせなどの受動的な読書から、文字、活字の本を能動的に読むことへの移行を視野に、読書機会が減る小学校高学年や中高生に対して進めてまいります。

○中村みなこ委員 受動的な読書から能動的に読む読書へ、様々な取組に御尽力されているということです。

それでは、図書館における今後の学校との連携も含めて、取組、方向性についてお伺いします。

○登野社会教育部次長 図書館では、学校図書館司書との連携を深めるため、今年度、学校図書館司書の方々と組織している自主学習の場で講師をし、子どもに必要な本の参考資料を配付する取組や、利用しなくなった図書館の本を無料配付するリサイクル市のほか、図書館で実施した研修会などにも多くの学校図書館の方の御参加をいただきました。

今後も、図書館と学校図書館が互いに子どもたちの読書について情報共有し、子どもたちがいつでも、どこでも本が読め、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするものとし、人生をより深く生きる力を身につけることができるよう、さらに学校図書館と連携を深めていくことが必要不可欠であると認識しております。

○中村みなこ委員 御答弁いただきましたが、図書館の立場からのお答えでした。

図書館に足を運んでもらってこそその取組であって、そこにはちょっとしたハードルも大きいかなと思います。そう考えると、小中学生が、毎日、長い時間を過ごしている学校における読書活動

が重要となってきます。

学校司書の配置充実や図書購入については地方交付税の算定に含まれています。しかし、学校図書館への予算配分は少ないと感じております。見解を伺います。

○中瀬学校教育部次長 本市の限られた財源を執行するに当たりましては、教育分野においても、事務事業の見直しや効率化を徹底し、創意工夫を講じながら事業構築と予算執行に努めております。

学校図書館の経費を含む学校教育関係の予算は、子どもたちが心身ともに健やかに成長する上で重要な役割を担っているものと認識しており、今後におきましても必要な予算の確保に努めてまいります。

○中村みなこ委員 学校での読書活動を考えたときに、重要なキーマンとなるのが学校司書の皆さんです。

それでは、学校司書について、事業概要と専任、兼任等の配置状況、勤務時間、主な業務について伺います。

○中瀬学校教育部次長 学校図書館活性化推進費は、学校に学校司書を配置し、学校図書館における適切な蔵書の管理、読書環境の整備、レファレンスなどを通じ、学校図書館機能の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進する事業であります。

令和8年度の予算額は、学校司書47人の報酬や通勤手当など、小学校費と中学校費を合わせまして8千340万8千円となっております。

配置につきましては、1校のみを受け持つ専任の配置が23人、複数校を受け持つ兼務配置は、2校兼務が22人、3校兼務が2人を予定しており、1日4時間で週5日の勤務となっております。

○中村みなこ委員 学校司書の未配置はなくても、半分以上が学校を兼任されています。専任ですと、1日4時間とはいえ、毎日同じ方がずっと学校にいてくださるわけで、学校司書がいない日があるか、ないか、この違いは本当に大きいと考えております。

文科省の学校図書館と地域の図書館を一体的に議論してきた有識者会議で、学校司書の専任化促進に合意したという報道がありました。学校司書は、図書館の整備だけでなく、調べ学習や探究的な学習、読書に関する支援でも専門性を発揮することが望ましいとしています。また、同じく文科省の学校図書館ガイドラインでは、学校図書館の運営の項目には、一時的に学級になじめない子どもの居場所になり得ること等も踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましいとあります。校内教育支援センターの設置がまだまだ足りない中で、たとえ1日4時間だとしても、毎日、図書館に行けば司書さんがいるという安心の空間を学校に増やしていくことは大事なかと考えております。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」では、学校司書を小中学校のおおむね1.3校に1名程度配置とありました。本市では1.6校にしかになっておりません。専任の学校司書を増やしていく方向性は本市にはないのでしょうか、学校司書の確保は難しいのでしょうか、お伺いします。

○中瀬学校教育部次長 学校司書は、学校規模などに応じ、一部を複数校の兼務としており、それぞれ教職員と連携を図り、工夫しながら学校図書館の円滑な運営を行っております。

学校司書は、学校図書館の機能充実に重要な役割を担っていることから、今後も、国の目標を踏

まえつつ、全校配置の維持に努めてまいります。

また、人材につきましては、令和8年度の任用に向けての公募に当たり、現職の方を含め、募集人員よりも多く応募があるなど、人材の確保は図られているところでございます。

○中村みなこ委員 全校配置の維持止まりということで、ちょっと残念だなと思いました。

担い手不足の問題はないと理解いたしました。何年も学校司書として勤めて今年度も継続の意向を示していたのにもかかわらず、雇い止めとなった方が数人いるとも聞いています。

そのうちの1人が勤務する学校の先生にお聞きしました。その司書さんがいることで本当に助かっているんだということをおっしゃっていました。授業で図書室にいつ行っても関連する本を次々と出してくれて、こんなものもあるよ、こんなものもあるよって、そして、アドバイスしてくれて、知識もあるし、この方がいなくなるのは本当に残念だ、そう言っていました。

全校配置の維持にとどまることなく、専任の学校司書を増やす方向でぜひ進めていただきたいということを指摘いたしたいと思います。

さて、兼任の仕方いろいろありますが、同じ校区の小学校、中学校で兼任するメリットがあると聞いています。例えば、中学校に進学した際に顔見知りの職員がいる、司書さんですね。子どもたちにとって安心感があって、そして、中学校にはこんな本があるから楽しみにしていてねって小学校のときに言っていたり、6年生とかですね。そして、中学校にはこんな本はないから今のうちに読んだらいいよとか、そういう橋渡しができる、そして、学校司書さんにとっても子どもの成長を間近に見られる喜びもあると聞いております。

今のことも考えると、中1ギャップの解消の一助にもなる存在だなと考えております。なるべく同じ校区の学校を兼任するような配置の仕方、そういう配慮はなされているのでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 学校司書は、学校規模を考慮しながら配置しており、複数校兼務の場合については、小学校から中学校への円滑な読書環境の移行、継続的な読書習慣の育成などの観点から、可能な範囲ではありますが、同じ校区の小学校と中学校での兼務に配慮しております。

○中村みなこ委員 それでは、学校司書の課題についてお伺いします。

○中瀬学校教育部次長 児童生徒の読書活動の充実のためには、学校司書の全校配置と併せまして、専門的知識や技能の向上が重要でありますことから、市教委主催の実務研修会の開催や、中央図書館、道立図書館など外部の講習会の受講促進などに努めております。

今後も、全校配置を維持するとともに、実務研修の充実や関係機関と連携した研修機会の確保に努めてまいります。

○中村みなこ委員 学校司書の有志の皆さんで、毎月、自主的に集まって研修をされているともお聞きしております。毎回30人ほどが集まっているとのこと、低い処遇の中で、時間外、そして、横のつながりを大事にしながら研修されているということに本当に頭が下がります。

しかし、学校司書がやれることには限界があります。学校との連携が重要になってくるわけですが、児童生徒の読書活動を促進するため、学校ではどのような取組が行われているのでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 学校におきましては、児童生徒の学校図書館の利用や読書活動を促進するため、授業における図書館の活用のほか、図書館だよりの発行や図書に関わるイベントの開催、読書習慣の取組など、教職員と学校司書が連携し、各学校の実情に合わせた取組が行われているものと承知しております。

○中村みなこ委員 それでは、学校の日課の変更で朝学習の時間帯がなくなりつつある、それに伴って朝読書の時間がなくなっている学校があると聞いております。

認識しているのでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 日課の構成や活動内容につきましては、各学校がそれぞれの実情や時期なども踏まえて設定をしており、朝の個別の活動内容の確認はしておりませんが、多くの小中学校では、朝や昼休みの時間を活用し、読書に取り組んでいるものと認識しております。

○中村みなこ委員 まだきちっと朝読書とかを継続されている学校も多いようですし、中学校はほとんどがまだ実施されているとは聞いていますが、ぽつぽつと削っているという学校が出始めているんですね。

働き方改革で、先ほども触れました教員の放課後の時間を確保するために、朝学習をはじめ、休み時間、給食時間も減らそうとした学校があつて、そこでは、その5分で残食の量にすごく差が出てくるんだと言って、先生方とか、栄養教諭をはじめとして、削られるのを阻止したという話もありました。どこを削るのか、必死になっている学校なんですね。そんな中で、一度削っちゃった読書時間の復活っていうのはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。そして、本に触れる機会よりもタブレットでの検索とかに置き換わってっております。

ある小学生の保護者から聞きました。家にある本を学校に持っていったときに、お友達に学校に関係のないものを持ってきちゃいけないんだよって注意されたっていうんですね。それでびっくりしたというんです。言われてみれば、朝読書、一斉読書がなくなった今、学校では本は不必要なものに分類されてしまうということに納得もしたとは言っていました。あと、小学校で朝読書を経験した上のお子さん、中学校でも本当に読書が大好きで抵抗なくいろんなものを読んでいるけれども、朝読書の活動を経験していない下の子、経験していない、2年生ぐらいかな、は、本や読書への興味、関心、全然示し具合が違うという話もしておりました。

全国学力・学習状況調査では、読書が好き、本を読む習慣がある児童生徒ほど、教科を問わず、正答率が高い傾向、これが顕著に現れています。読解力、想像力、思考力、共感力、ストレス軽減などなど、現代の子どもたちに必要なことばかりの宝の活動が読書です。なぜ子どもの読書に重点が置かれなくなってきたのかなあと考えたときに、やはり、これは、効果が見えないからなんじゃないかな、そういう活動を削りやすいのかなと思いました。子どもの読書活動、休み時間の遊び、ゆとりある日課、これらと引換えに働き方改革、これでいいのかなと本当に疑問に思っているところです。

そんな読書活動とは裏腹に盛り上がっているのがICT教育です。そちらへ移りたいと思います。

1人1台端末、タブレット更新が進んでいて、順調に進められているとのこと。あとは慣れていくだけの段階に来ているのかなと思っております。

それで、周辺機器についてです。クロームブックになったことで使えなくなるものがあります。その一つがアップルTVです。タブレットやスマホなどの画面をテレビなどのモニターに映し出すアイテムで、ほとんどの学校で学級分を購入していました。

今後、どうしていくのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 小中学校における日々の授業の中で、教員が自分の

i P a dの画面を大型提示装置に無線で映すための機器であるアップルTVにつきましては、令和8年度から、1人1台端末がi P a dからクロームブックに替わることに伴い、使用できなくなります。

その処分については、令和8年度中に予定しているi P a d売払いの際に契約業者に一緒に引き取ってもらうことを検討しているところでございます。

○中村みなこ委員 まだまだ使えるものなので、もったいないなあと感じております。アップルTVを公共施設などの備品として配備するなどの活用はできないのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 アップルTVは、アップル社製のi P a dなどの機器を無線でつないで投影するものであり、アップル社製以外の製品につなぐことはできません。

本市はウィンドウズパソコンを使用していることから、アップルTVを公共施設で使用することはできませんので、どうか御理解いただきたいと思います。

○中村みなこ委員 それでは、ICT教育に関わってということで、学校教育情報化推進計画についてです。

子育て文教常任委員会でも報告がありましたので、概要は省略したいと思いますが、この計画は、前にも触れましたが、とにかくどんどん活用していこうという計画です。今年度から、家での活用を進めるためにタブレットの持ち帰りが始まっております。

実施状況、また、その効果と課題についてどう考えているのか、お伺いします。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 1人1台端末の持ち帰りにつきましては、令和8年3月に全小中学校にアンケートを実施して実態を把握しております。ほぼ毎日持ち帰りを実施している学校が36校あり、宿題や予習、復習での利用が多くなっております。また、持ち帰りにより自主的に家庭学習に取り組む児童生徒が増え、家庭学習の幅が広がり、授業がスムーズに進むようになったといった成果が現れております。

一方で、端末の重さ、破損に加え、使い過ぎや情報モラルへの不安といった課題も明らかにされたところであります。

○中村みなこ委員 毎日持ち帰りの学校がこんなにあると思っていなくて、結構進んでいるんだなと思いました。

さて、今、課題も示されましたが、その課題にどう取り組んでいくのでしょうか。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 持ち帰りに伴う端末の使い過ぎや不適切な使い方などへの対応といたしましては、学校においては、授業における情報モラル教育を充実させ、家庭においては、子どもと話し合いながら、端末を使う時間は何時までというような使い方のルールを定めていただくなど、学校と家庭が役割を分担し、共に子どもの学びを支えるという視点に立ち、教職員や保護者の意見を伺いながら、より安心、安全に端末を活用できる環境づくりを進めてまいります。

○中村みなこ委員 管内のある自治体では、タブレットを持ち帰ることで、子どもの使い過ぎ、これを保護者が叱りつけている、そして、何件も通報されているということが生徒指導関連の会議で報告があったというんですね。どの御家庭でもルールを守らせるということで苦勞されているのがこんなところにも表れているんだなと思ったのですが、ルールを守って利用するという身をにつける必要もよく言われるんですけど、それが難しい子にはマイナスのアイテムにしかならず、保

護者にとっても余計な労力、ストレスになっている実態がありそうです。実際、うちの子には持ち帰らせないでほしいという、そういう要望もあって、学校は対応しているとも聞いております。学校でも同様に、守らせなければならないルールが増えた、そうおっしゃっている先生もいらっしゃいました。それも含めて、ルールを身につけさせる必要はあるんだけど、小学生の段階でやるのは結構大変なことだなと思っております。

そして、持ち帰ったタブレット上で宿題が出されておりますが、これで本当に力がつくのか疑問だとして紙の宿題に戻している先生方がいらっしゃいます。認識を伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 各学校における宿題を含めた学習活動につきましては、児童生徒の発達段階や学習内容に応じて、教員が1人1台端末と紙の教材を適切に組み合わせて実施しているものと認識をしております。

国語における漢字を書く練習、算数、数学における図形の作図や実際の長さを図る活動など、紙による学習が適している場面もある一方で、1人1台端末の活用は、動画等による情報の視覚化や音声読み上げ機能などを通じ、児童生徒が主体的に学ぶための合理的配慮の基盤としての役割を果たすことにもなることから、それぞれの強みを生かすことが大切であると考えております。

○中村みなこ委員 学習内容、学習活動に応じて使い分ける、まさにそのとおりだと思っております。

そして、子どもの実態を見てタブレットの活用を控える動きが実際にあるのですね。効率よく、あらゆることにタブレットを使いこなし、授業にも取り入れ、業務の軽減にも成功していく教員もいれば、子どもの実態に応じて使わないことを選択する教員もいます。

市教委は、こういう先生方をどう評価するのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 ICTの活用につきましては、端末を使うこと自体が目的ではなく、学習の狙いを達成し、児童生徒の資質、能力を育成するための有効な手段でありますことから、各学校におきましては、児童生徒の発達段階や学習内容に応じて、デジタルとアナログの適切な活用を判断しながら学習活動を進めているところでありまして、今後も、学校訪問や研修を通じて教員の指導力向上を図ってまいります。

○中村みなこ委員 デジタルとアナログの適切な活用を判断とありました。それが個人に任せられていて差ができてるのが実態で、それでいいのかなと疑問に思っております。

ある学校の先生方、中学年、高学年の、ブロックというんですかね、その担任の先生方の間で、タブレットの宿題は子どもたちの力につながっていないということが共有されたそうです。計算力が落ちているようだとかある先生から話が出たときには、うちも、うちも同じような現状の共通認識に至ったそうです。具体的に言うと、算数で筆算とか計算問題があったとして、適当にボタンを押して済ませてしまう子がいる、正解でも不正解でも宿題をやったことになりますので、そういうふうに済ませてしまう子がいて、それなら宿題の意味がないねって、タブレットでの宿題をやめようと、みんなで紙の宿題に戻したと言っておりました。

先ほどの教職員課の答弁でもありましたが、ICT活用の業務改善に逆行となるわけです。アナログに戻すと、やっぱり大変なんだそうです。問題を選んで、印刷して、配って、回収して、丸つけをして、でも、大変だけれども、一人一人のつまづきが本当によく分かる、個別に指導できる、適当に取り組んだ筆跡なのか、何度も消しゴムで消してやり直して頑張ったのか、その子の状態も

分かる、タブレットの宿題では分からない情報がいっぱいなんですね。これは、学習活動や内容でくくられない判断になってくると思います。子どもと向き合って、その子には一体何が必要なのか、見極めての判断となります。こういうことが推進計画には全くありません。個人の判断でいいのかと考えるわけです。

教員の業務の効率化でいえば、タブレットは便利です。ボタン一つで全員に資料配付できますし、誰が提出していないか、一目瞭然、丸つけなんてなくていい、業務軽減、働き方改革万歳って感じなんですけど、それでも先ほどの先生方はアナログを選んでいるんです。ここでも、先生のための立ち位置なのか、子どもの立ち位置なのか、どっちを取るっていう話ではないんだけど、こういうことが何だか混ざっていて、あっちもこっちもうまく進んでいないことがあるんじゃないかなと思っています。

今後の方向性として、市独自に、子どもたちの実態を見て、ＩＣＴ教育推進一辺倒の姿勢ではなく、子どもたちのための活用の仕方を考えたときに、活用を控えることも必要だっていう場面をぜひ整理していくべきではないかと考えておりますが、見解を伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 ＩＣＴの活用ですけれども、変化の激しい社会を生き抜く子どもたちが、主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら未来を切り開く力を育むために、欠かすことのできないデジタル学習基盤であると認識をしております。

これまでの優れた教育実践を大切に継承しつつ、デジタル技術を最大限活用することにより、一人一人の可能性を引き出す個別最適な学びと多様な個性が響き合う協働的な学びを一体的に充実させ、児童生徒の資質、能力を育成することができるよう、時代に即した質の高い学びの環境づくりを進めてまいります。

○中村みなこ委員 本当にそれがベストなのかどうか、疑問に思っております。

先日の横山委員の話とかぶりますが、日本より１０年ほど前からＩＣＴ化を進めてきた国々が、ここ数年、ストップをかけています。スウェーデンは、紙の教科書や手書きを重視する方向に大きく転換、フィンランドでは、高校を中心にデジタル化を進めていましたが、高校で見直しをする方向、何か、ちっちゃい子じゃなくて高校でもそれが悪影響という判断なんだなあと思ったんですけど、すごいなと思いました。紙の教科書に戻す動きは、本当に複数の国で見られております。

そして、ユネスコは、２０２３年世界教育モニタリング報告書の中で、先進国の場合、ＩＣＴを導入したほうがよりよい成果が出ているという証拠はどこにもないと明記しています。多くの国が一旦ストップをかけ、点検し、ＩＣＴの使い方を確認しようとしているときに、日本だけが前のめりで進めている。ついでに言えば、このＩＣＴ教育を進めたのは文科省ではなく経済産業省で、発端は子どもへの教育ではないっていうところですよ。日本の公教育のＩＣＴ化をビジネスチャンスにしたという思惑が根底にあるからストップしないんじゃないかはさておき——分かりませんよ、勝手に私が思っていますよ。なぜ、先進的に取り組んでいた国々の失敗を繰り返そうとするのか、子どもへの悪影響をなぞるのかというところです。子どもたちを見ていないで、どこを見ているのっていう話だと思えるんですよ。だからストップできないんじゃないですか。そういう国の進め方に、地方自治体、旭川は、盲目的に、上から降りてくることなんだから仕方ない、そう思って従っていくしかないのでしょうか。それでいいのでしょうか。

紙の宿題に戻した先生方は、子どもをしっかりと見たからストップをかけられた。市教委は、市

は、旭川の子どもたちを見ているのでしょうか。そして、アクセルしかないのは危ない、ブレーキも兼ね備えるべきだということを、最後にもう一度、指摘させていただきます。

それでは、最後の項目に移りますが、いじめ問題対策推進費についてお伺いします。

概要、内訳についてお示してください。

○田村学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費については、学校や関係機関、市長部局と連携し、様々ないじめ防止等の取組を進めるものであり、1千322万5千円の予算を計上しております。主な内訳は、いじめ対策コーディネーターを配置するための報酬等で660万円、人権教育プログラム事業の委託等で312万円などとなっております。

○中村みなこ委員 いじめ防止対策を実施してきた成果と課題について御説明願います。

○田村学校教育部主幹 本市では、学校、教育委員会、いじめ防止対策推進部が一体となり、情報の一元化や迅速な初動対応など、認知から解消に至るまで様々な取組を進めてきております。この間、学校での課題を踏まえ、児童生徒や保護者の状況に応じ、心理や福祉の専門家、弁護士との連携体制も構築しながら、相談機能や学習支援の充実に取り組み、重大化の防止や早期解決につながっているものと受け止めております。

一方、SNSによるトラブルが増加しており、適切な利用方法や警察など関係機関との連携については、引き続き、学校への周知を徹底し、必要な対策を講じていくことが重要であると認識しております。

○中村みなこ委員 では、これらを踏まえて、新年度、新しく、または改善して取り組むことは何でしょうか。

○田村学校教育部主幹 令和8年度については、情報モラル教育や警察官経験者を講師とした非行防止教室、包括的性教育に引き続き取り組み、いじめ防止対策推進部と連携しながら、SNS等のトラブルへの未然防止対策を強化してまいります。

いじめが原因で不登校となった児童生徒に対しては、スクールライフサポーターと兼務するいじめ対策官を増員するとともに、欠席日数に応じた支援や再発防止について具体的な取組方法を学校に示し、きめ細やかな支援を徹底してまいります。

○中村みなこ委員 包括的性教育を進めることになり、指導資料が出されて1年となります。これですね。指導資料と言うんですか、手引というか、ですが、主な取組について伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 性に関する指導につきましては、令和7年3月に作成いたしました旭川市における性に関する指導についてに基づき、4点に整理して取組を進めております。

具体的には、学習指導要領に基づき、全ての小中学校において教科等の学習で扱う内容、本市独自の取組として教材を活用して扱う内容、同じく、本市独自に外部講師を活用して全ての小中学校で扱う派遣講座、そして、希望する中学校で実施する出前授業となっております。また、これらに加え、未来プロジェクトやCAP、子どもへの暴力防止プログラムなどの取組も相互に関連づけ、包括的な視点で推進しているところでございます。

○中村みなこ委員 先ほどのこの資料、旭川市における性に関する指導についてですが、これが使えない、そういう声があります。

この資料の見直しなどは行わないのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 本資料は、いじめ問題再調査委員会の提言や改訂版国際セクシュ

アリティ教育ガイダンスを踏まえまして、児童生徒の発達段階に応じた正しい知識と適切な行動力を育成するために作成したものでございます。

各学校におきましては、資料に基づく性に関する指導について、まずは確実に実践することが重要であると考えております。

○中村みなこ委員 ですが、この中の学習内容の例示のところで、小学校3年生の保健体育の体の清潔、これを学ぶところで性感染症を扱うことになっています。絶対に無理ですよ。小学校3年生ですよ。中学校の社会の憲法の基本的人権でDVを扱うことになっている。そもそも無理っていうことも含め、教員の力量任せで、こじつけじゃないですけど、何かそういうところが試されるような例示になっているんですね。

昨年、指導課の皆さんが膨大な時間と労力をかけて作成された資料だとは認識しておりますが、作って終わりではなくて、少しでも使ってもらえる、使える手引になるように改善すべきだということを指摘しておきます。

しかし、この指導資料を活用していると聞いたことは、残念ながら、私はないんです。ある学校の教務の先生に最近聞いたんです、どうやって扱っていますかって。そうしたら、存在自体を知らないって、教務の先生に言われて私はびっくりしました。

年度初めの慌ただしい時期に配られたから、そして、埋まっちゃったのかなって思ったんですけど、そんな状態で、包括的性教育は、学校現場において、実際、どのように進められているのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 学校には、本市が推進する性に関する指導の考え方や取扱いを十分に理解した上で、家庭や関係機関とも連携を図りながら適切に指導するよう通知をしております。学校全体で共通理解を図った上で、体育科や保健体育科、特別活動、道徳科などにおいて資料の視点を相互に関連づけて授業を工夫するなど、組織的、計画的に指導を行っております。

○中村みなこ委員 それでもなかなか進められていない現状がありそうです。学校ごと、先生ごとで力の入れ具合にばらつきがある、取り組む、取り組まないっていうところもばらつきがある現状だと思います。

本市の子どもたち全員に市全体で進めていくことを目指すべきであると思いますが、見解を伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 各学校におきまして、自校の教育目標の下で性に関する指導の全体像を示す全体計画を策定し、組織的に取組を進めることとしておりまして、児童生徒や保護者、地域の実態を踏まえ、全ての学校において着実に取組を進める必要があるものと認識をしております。

○中村みなこ委員 今の学校で、新たなことを取り入れるのは本当に難しい状態です。包括的性教育という新しい観点、要素を意識して授業をしろと言われても、包括的性教育の学習機会も不足していると思われますし、教材研究の時間もままならない。ですから、統一した授業展開例、資料等の整備、実践の交流など、すぐに実践に生かせる手だてなどなど、やっぱり準備が必要なんじゃないかと思います。そこまで学校に求めるのは本当に難しいです。

旭川市教育研究会、校内研修、民間教育団体との連携はされているのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 生命の安全教育等の教材を活用した学習については、授業展開例

や資料を整備し、取組を進めております。今年度からは、教員研修におきまして、助産師を講師とし、性に関する指導について理解を深めておりまして、令和8年度は、各学校の実践発表を通じ、取組の充実を図ってまいります。

○中村みなこ委員 それでは、派遣講座、これを全学校で実施し、系統的な学びとして位置づけるべきだと考えますが、見解を伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 派遣講座については、今年度より、全ての中学校の第3学年生徒を対象に、保健所の保健師を講師としたエイズ・性感染症出前講座を実施しております。また、歯止め規定の内容を取り扱う派遣講座については、専門的な知見を有する外部講師から直接指導を受けることができる取組であり、今年度は希望のあった中学校3校において実施をしております。

本講座については、各中学校が生徒の実態に応じて計画することとしており、教員研修を通じ、派遣講座の意義や受講した生徒の声を紹介するなどして、学校が主体的に実施を検討できるよう広く周知をしております。また、実施している旭川医大からは、希望する学校が増えた場合には実施時期を調整するなどして柔軟に対応すると伺っておりますことから、今後につきましても、各学校の希望に応じて旭川医大と連携した取組を進めてまいります。

○中村みなこ委員 どんどん、これが広がるといいなと思っております。

それでは、いじめの対応について伺っていきます。

早期発見、早期対応、何でもとにかく報告として上げている状態です。とにかく上げろと言われるのは、絶対、何かのペナルティーが課せられているよねと話している先生方がいます。ここでもペナルティーが来ました。現場では、報告が少ないときに、こんなに少ないわけがない、ちゃんとやっているのか、そう言われたという先生もいました。

こういう現状に対しての認識、受け止めを伺います。

○田村学校教育部主幹 いじめの重大事態に係る再調査報告書での提言をはじめ、調査を終了している15件のいじめの重大事態の報告書の多くにおいて、いじめの認知の遅れや組織的な対応の不足について指摘を受けており、初動対応の徹底が重要と捉えております。

このことから、いじめの疑いを含む全件報告を実施し、法に基づいた対応により、いじめを見逃すことなく、早い段階から組織的に対応に当たることができるよう取組を推進しているところです。

○中村みなこ委員 ずっと感じていることなんですけど、このペナルティー発言に表れているように、市教委と現場の思いがすごく乖離しているように感じております。見逃しゼロのために、早期対応のためにと進めているやり方だけど、現場の先生は、はいはい、旭川モデルだもんね、何かあったときの市教委のアリバイづくりでしょうというやらされ感でいっぱいなんです。これは一体どこから来るのかなと、この乖離ですね、と思っています。子どもたちのためにやっていることなのに、一緒に進めていきましょうっていうふうにはなっていないんですね。

今の早期発見、早期対応のための取組について、現場の先生方はどう思っているのか、聞いてみるのでしょうか。

○田村学校教育部主幹 全ての小中学校を対象に、学校訪問を通じて、校長や教頭、いじめ対策推進リーダー等に対し、本市独自のいじめ防止対策を周知しているほか、各学校における対応の現状や課題を直接聞き取り、対処プランの作成や支援体制の見直しについて継続的な指導と助言を行っ

ているところであります。

○中村みなこ委員 管理職だけでは見えてこないこともあるのではないかと思います。効果的だと感じているのか、ただの負担感しかないのか、もっといいやり方があるのかなどなど、もっと広く一般の先生方にも聞き取って、話し合っ一緒に考えていくことが必要なんじゃないかなと思っています。何らかの形で進むことを検討していただきたいと思います。

さて、それでは、ここで、今のいじめの具体例を紹介します。

ミナコさんはねちねちした性格だからとみんなに言いふらしたアツコさん、それを聞いて、アツコさんほどではないけどねと言い返したミナコさん、この場合、加害者はどちらかというと、どちらでしょう。アツコさんが被害者になるのは、ミナコさんに言われて嫌な思いをしたと訴えたアツコさん、こういう場合です。ミナコさんは、実は、尊敬する先輩方と同じねちねちとということにくくられてうれしかったということもあります。となればいいんですけども、こうなるとアツコさんが被害者、私は被害者じゃない、何も思っていないから、嫌な思いをしたかどうかのポイントになってきます。私も嫌な思いをしたって言ったら、どちらも加害者側になっていくんですね。これが今のいじめの考え方。

そして、実際に聞いた話です。同じような小学生の話です。しつこくちょっかいをかけるAさんがいます。我慢していた、ちょっかいをかけられていたBさんが我慢し切れずにやめてって言ったら、Aが被害を訴えて、やめてって言われて嫌だったって、Bが加害者側になっちゃうんですね。校内で、Bの担任が、それはおかしいと声を上げたら、Bも被害者として報告を出しなさいと言われた、結局、両方を出すことになったようですが、こういう事例に対してどのように捉えるべきなのか、お伺いしたいと思います。

○田村学校教育部主幹 いじめの定義については、いじめ防止対策推進法において、一定の人間関係を前提として、行為の対象者の心身の苦痛のみが要件となっており、行為の重大性や継続性、心身の苦痛の程度などにかかわらず、その行為によって心身の苦痛を感じていればいじめに該当するとされております。仮に、互いに心身の苦痛を感じている場合は、それぞれの行為をいじめとして認知し、対処していくことになります。

○中村みなこ委員 別の例です。中学生の保護者からのお話です。中学校の入学説明会だと思うんですけど、生徒指導の先生から説明を受けたそうです。黒板に落書きした生徒A、それを注意した生徒B、いじめの加害者は注意したBになるのが今のいじめだ、そう説明されて、それはおかしくないかって感じたと言っていました。

このような学校の説明が実際に行われているようですが、これについて見解を伺います。

○田村学校教育部主幹 善意から行われた行為によって嫌な思いをした事案などは、いじめという言葉を使わず、再び良好な関係を築くことができるよう柔軟な対応を学校に指導しており、丁寧に説明することが重要と考えております。

○中村みなこ委員 学校も保護者にもう少し丁寧な説明をすべきだったと思われますが、しかし、実際場で、善意から行われた行為かどうか、嫌な思いをしたらいじめとしっかりインプットされている今の子どもたち、特に、小学生とか、小さい子たちには違いは理解できないと思います。注意されたら嫌な気持ち、それはいじめ、報告、認知、プラス1みたいな、こういう流れになっているのはどうなのかなってずっと思っています。

このように、軽微なトラブルを全ていじめとすることで増えている教員の事務作業量の負担を何とか軽減できないものなのでしょうか。

○田村学校教育部主幹 本市では、令和5年4月から、いじめの疑いを含む軽微な事案も全て報告の対象としております。全件報告については、ささいな兆候を積極的に認知することで、児童生徒が抱える苦痛の見逃しを減らし、迅速な対応につなぐことができることから、早期発見、早期対応の取組として重要なものと認識しております。

令和5年11月からは、全学校での対応課題も把握した上で、報告回数の週1回から月1回への変更や、提出様式の自動入力や、リスト選択箇所を増やし、作業負担を軽減するなどの改善を図ってきており、引き続き、対策の評価、検証を行い、必要な改善策を講じてまいります。

○中村みなこ委員 軽微なものであっても全ていじめとして取り上げることで、子どもたちへの悪影響、弊害、副作用が生じているのではないかと前回のときにお伝えいたしました。現場の先生方から、子どもたちがコミュニケーション力、自分たちで解決していく力、失敗を恐れずやってみるなどの力が身についていないと聞いています。

このことについて認識を伺います。

○田村学校教育部主幹 旭川市いじめ防止基本方針を踏まえ、学校は、いじめの防止に向け、児童生徒がいじめに向かわない態度、能力の育成や自己有用感、自己肯定感を育む指導の充実を図ることが重要です。

いじめの防止に限らず、学校では、互いの人格を尊重する態度を醸成する人権教育に係る取組や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を充実し、教育活動全体を通して児童生徒の豊かな情操や社会性、規範意識を育てることが大切であると考えております。

○中村みなこ委員 認知件数は成果ではない、そう捉えていじめ防止対策を大きく改善していく必要があると考えます。

今後のいじめ防止対策について、見解を伺います。

○田村学校教育部主幹 いじめ防止対策については、認知件数を成果とするものではなく、積極的な把握による早期発見、迅速な情報共有と初動対応、児童生徒への継続的な支援、いじめの解消と再発防止といった認知から解消までの組織的な対応に加え、未然防止対策の取組を充実させることが重要であります。

今後においても、人権教育や情報モラル教育、包括的性教育などを通して、未然防止の取組強化に加え、法の定義に基づく対処の徹底を図るため、教職員の意識向上に努めながら、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

○中村みなこ委員 それでは、終わりに近いんですけど、少し戻ります。

不登校の質問のところで、坂本部長のほうから答弁がありました。子どもたちが安心して登校するためには、間違えてもよい、ありのままでよいと実感できる環境が大切だとありました。ですが、子どもたちが間違えてやってしまういじめ、これは圧倒的に多いです。いじめは駄目とされています。つまり、間違いは許されない状況がつけられています。そういう環境を一生懸命つくっているということは、矛盾しているんじゃないでしょうか。いじめは駄目、間違いは駄目、先生方も一生懸命対応している、親にもすぐ電話をかけてくる、いじめって本当にいけないことなんだなって理解はされるけれども、それと同時に、いじめをしないようにしよう、しないように、しない

ようにって過ごすことになっております。間違えていい、ありのままでいい、それを掲げても、現実の学校とはかけ離れているんじゃないかなと思います。

ほかにも、いろいろ窮屈になっている今の学校です。分刻みで次々と日課が進みます。さきの日課の話ですが、短く削った日は、朝、登校したらすぐ朝の会、そして1時間目がスタートします。休み時間も短くなっています。給食を食べたら、掃除もしないですぐ5時間目が始まります。終わったらすぐ下校、そういう日が設けられています。教室に放課後に残ることも、グラウンドで遊んで帰ることももうなくなってしばらくたっております。そして、早く帰ってユーチューブ三昧だったり、タブレットでも楽しめますね。放課後児童クラブでは外遊びがなかなかできない状況。

先生方は仕事の時間に充てることはできますが、子どもたちの過ごし方、これについては何も考えられていない。居場所も足りない。さらに、学習指導要領の下、働き方改革の下、特別活動や学校行事が減らされてきました。先ほどの答弁でも、さらに学校行事の精選と言われていました。行事で育つ、そういう子は絶対いるんですよ、たくさんね。育つ機会が減っています。行事のときには活躍できるっていう、そういう場も減らされています。そうなったら、楽しいなことが、勉強以外でも、いろんな活動があって楽しかったことがどんどん減っている、これじゃあ学校に行きたくなくなるんじゃないかなって、それはしょうがないとすら思ってしまう。そこは不登校の原因の一つでもあるんじゃないかなと思っています。

そして、先生方も窮屈です。子どもとじっくり話す時間が取れない、そう聞きます。さらに、やりたい実践もできない、いっぱいやることをぎゅうぎゅう詰めで進めなきゃいけないので、そして、細々といじめ対応をすることで子どもたちに必要な力が身についていかないのではないかって、そう捉えて危機感を抱いている先生に話を聞くと、その危機感を共有できる先生が減っているって言うんですね。きっと、業務、もう抱えている仕事がいっぱいで、なかなか、目の前の子どもたちに何が起きているのか、捉え切れていないことも考えられます。

数字にならない子どものそういう変化を察知できるのは、毎日、目の前で見ている先生方だと思います。でも、いろんな業務で、そういう察知をする機会というか、余裕というか、それができなくなるっていうのは、本当に今の学校で大きな損失であり、危機だなと本当に感じています。時間外労働の働き方改革で、そういう大事なところも何かそぎ落とされていっているような気がして、ちょっと心配なんですね。

そして、読書で学力が上がるとか、そういう能力に、先ほども紹介しましたがけれども、メリットがいっぱいで、それは数字で出ていますよね、学力調査の話ですが。だけど、数字で出ているのに、ここには何か力を入れられない。効果が確かではないからなのか、分かりませんが、あるいは、子どもたちにマイナスの影響がありそうな、他国ではそう判断されているICTばかり取り入れようとする。

学校や子どもたちの現状と絡めて、今回、様々な角度で質問をさせていただきました。やっぱり、様々な心配が盛りだくさんだかなって思っております。子どもたちも、先生も、学校も心配です。現状維持とか、微々たる拡充では、この心配は全く払拭されないんじゃないでしょうか。子どもたちへの影響、成果はすぐに現れません。数字にもなりません。収益にもなりません。そういうところにどれだけ財源をつぎ込めるのか。先ほどもお話ししましたが、市の姿勢が表れてくると思います。子どもまんなかにおいても、目が向いていなければ意味がありません。子どもを見て、子ども

のために何を大切にするのか、学校をどう変えていくのか、しっかり考えていただきたいと思います。

いま一度、教育行政としての立場、そして、市の立場での見解を最後にお伺いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○和田教育長 委員より、様々な観点から、るる教育行政に関わる御指摘、あるいは御意見をいただいたところでございますが、いじめや不登校への対応をはじめ、学校教育が直面している課題が、お話にもありましたとおり、多様化、深刻化する現状、現代におきましては、全ての児童生徒が安心して学び、個性を伸ばすことができる環境づくりが何より重要であると認識してございます。

本市では、主体的に学び力強く未来を拓く人づくりの実現を目指しまして、ＩＣＴを合理的配慮の基盤として適切に活用しつつ、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育む教育を推進しており、各学校においては、命の尊重や多様な価値観を認め合い学びを深めるとともに、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努め、地域や関係機関との連携による教育活動の充実に取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、時代の変化や子どもたちの実態を的確に捉え、学校現場の声を真摯に受け止めながら、一人一人の児童生徒に寄り添ったきめ細かな支援体制の構築と教育環境のさらなる質の向上を目指して取り組んでまいります。

○菅野副市長 学校の現場、あるいは学校教育について、様々な御質疑がございました。中村みなこ委員さんのほか、分科会においても、ほかの委員さんからも学校教育に関わる質疑がたくさんございました。

そこも踏まえて御答弁をさせていただきたいというふうに思いますけれども、子どもたちというのは、市にとって、地域にとって、未来を担う本当に大切な宝でありますし、その健やかな成長を支えていくのは、行政にとっては普遍的な最重要課題の一つであるというふうには、まず思っています。

教員の働き方の関係だとか、ＩＣＴ、いじめ、不登校、図書、読書、性教育、様々な御指摘がございましたけれども、多くの御質疑を聞いて、かつては、家庭内であったり、地域社会であったり、あるいは、子どもたちのコミュニティーの中で解決できたものも、行政に求められることが多くなってきているなというのは感じていますし、それは学校においてもきっと同じなんだろうなというふうに思います。特に、教員に対しては、本来の学校活動以外の部分でも、本当に時間をかけて御苦労されているんだなというふうには感じているところでございます。本来、子どもたちの中にも、もっと自分たちで解決できる力はあるというふうに思っているんですが、なかなかそれを許さない状況があるのかなというふうには推察するところでございます。

今回、予算編成に当たって、今津市長から、年明け早々だったと思いますけれども、給食の公会計化を検討できないかという指示がまずありました。人手も必要になりますし、一定の費用がかかるんで、どうしようかっていうことを議論していましたけれども、予算編成の最終局面、あしたで締切りだねっていう、その直前ぐらいに、公会計化は難しいけれど、それまで、実は、小学校の給食費については、国負担以外の部分を保護者の方に負担していただくという予算編成の内容でありましたが、直前に市長から指示があって、そこは市が負担しようとして、小学校については実質的

な公会計になるような無償化にしようという話が私にも降りてきて、それを財政課に指示して、最終的にはそのような予算編成をしたんですが、市長からそのとき言われたのは、やはり、教員の皆さんの負担を少しでも軽減しようというような話が実は私にありました。そういうことも含めて今回の予算編成を行ったところでもありますので、やはり、学校現場の負担については市も共有した課題だというふうには認識しているところでございます。

学校教育については、やはり、いずれ社会の構成員となるような子どもたちの生きるための知識だとか、あるいは心構えというのか、それを育むところだというふうに私は思っています。学校では、学力をつけること、あるいは心の在り方を見つけること、あるいは、年齢だとか、特性に応じた心身の発達を支えたり成長を促すことがやはり大事なんだと思いますし、そのほかにも、集団の中で、どう、自分が立ち位置になれるかっていうのも大事だというふうに思うんですね。それを身につけた上で、市民として、一人一人が、小さなことでも喜びに感じたり、あるいは、楽しみに感じたり、そういうものを持って生きていけるようになるというふうになることが、やはり、社会として必要なのかなというふうに思います。学校は、多分、多様性を認め合って、違うということを受け入れて、互いに尊重して、支え合って、他者を傷つけないというような大人になるように教育していただいているんだなというふうに思います。

市としましては、今後も、子どもたちの笑顔がこの地域であふれるような、そういう地域になるように、学校だけではなくて、社会全体で子どもの成長を支えるような責任を、市と教育委員会が連携してこれからも取り組んでいかなければならないと考えてございます。

○塩尻委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第14号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第18号、議案第20号、議案第35号ないし議案第38号の以上7件に対する質疑は、終了いたしました。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これもちまして、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分